

令和元年 12 月 佐川町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 令和元年 12 月 9 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 令和元年 12 月 9 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応 招 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	濱田 陽治	国土調査課長	橋掛 直馬
総 務 課 長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教 育 次 長	片岡 雄司
税 務 課 長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町 民 課 長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年12月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和元年12月9日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長(岡村統正君)

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番(松浦隆起君)

おはようございます。9 番松浦隆起でございます。通告にしたがいまして本日も 3 点質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは 1 点目に、町営住宅入居条件の保証人に関してお伺いをしたいと思います。

この件につきましては、9 月定例会におきまして、「佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定」についての質疑において、意見を述べさせていただいたところであります。この条例の改正は、町営住宅の入居条件の 1 つである、保証人を現行の 2 名から 1 名に変更するものでありました。条例案は賛成全員によって可決され、現在保証人は 1 名となっていると思います。私も賛成をいたしました。が、前回の質疑で申し上げたとおり、この条例案の提案にかかる、取り扱い方については、納得しておりません。前回の質疑の折は、質問の回数が 3 回と限られておりましたので、十分なやり取りができませんでしたので、今一度確認をさせていただきたいということから、今回質問させていただくことにいたしました。前回いくつか申し上げた部分もございますので、要点を絞りながらお聞きをしたいと思います。この保証人を 2 名から 1 名に変更した主な理由については、総務課長は一般質問での答弁において、このように答弁をされております。「連帯保証人の人数につきましては、真に住宅に困窮する低所得者に対して、的確に公営住宅を提供できるよう、連帯保証人の確保が困難な入居希望者について、円滑な入居が図れるように配慮をという要請を含んだ国からの通知、それから昨年 12 月の定例会の一般質問等を受けて検討してまいりました」と。ここで重要な点は、国の通知を受けてという点でございます。この点が 2 名から 1 名に変更した大きな理由ではないかと考えております。た

だこの大事な点は、ここで大事な点は、国土交通省が通知を出すに至った理由であります。この点については前回申し上げましたが、重要な肝になる部分でありますので再度国交省の通達を確認させていただきたいと思えます。

「今般の、民法改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要となったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため、標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除することとしましたので、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いします」とあります。今読みましたように国交省が保証人に関する規定を削除することとしたと断定的に通達をしているように、保証人の規定に関することと、民法改正による保証人への極度額の設定というのは、セットで議論されなければならないことは、今の通達文を読んでも明らかであると思えます。

しかし9月定例会では、条例改正案が出された時点で、民法改正による極度額の設定に関する説明も、またそういった提案もありませんでした。こういった点を見ますと民法改正による影響などを、執行部の皆さんが共通認識の上に立ったうえで、議論をして出した結論であるかどうかというのは、私個人としては甚だ疑問であるというように感じております。そういった意味からも、私は今からでもこの国交省の通達どおり、保証人を求めないという方針に変更すべきだと思っております。これには、私なりの理由もございますので、それは後ほど申し上げたいと思えます。

そこで、少し話を進めたいと思えますが、9月定例会においての私の質疑の中で、総務課長は、「連帯保証人を探しておるにもかかわらず、その確保の困難な方につきましては、別途要綱等を整備いたしまして、連帯保証人を免除する規定のほうも今考えております。そちらのほうで対応したいというふうに考えております」という答

弁をされておりました。そこでお聞きしたいと思いますが、その具体的な内容についてお示しいただければと思います。また、あわせて、保証人に対しての極度額も検討するとのお話でしたが、その点についても決まっているようであればお示しいただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず保証人のことについての免除規定についてでありますけれども、佐川町営住宅連帯保証人免除事務取扱要綱というものを、9月26日の日に交付をさせていただいております。この中におきまして免除規定により、免除される対象の方といたしましては、連帯保証人を探していたにもかかわらず、確保が困難であった方で、かつ60歳以上の方、一定以上の障害がある方、一人親世帯の方、生活保護を受けられている方、DV被害者及び犯罪被害者家族の方などを対象ということにしております。

続きまして、2つ目にありました極度額の設定についてでありますけど、こちらのほうにつきましては先週12月の5日の日に、佐川町営住宅管理施行規則の一部を改正する規則ということで、その中で極度額について設定をしております。極度額につきましては入居当初の住宅使用料の12カ月相当分ということで規定をしております。これにつきましては国土交通省から示されております、極度額に関する参考資料における調査結果でありますとか、同じく国土交通省が都道府県及び政令指定都市を対象に実施いたしました、住宅使用料滞納者の明け渡しまでの標準処理期間等に関する調査結果含めて、判断して設定したというものになっております。以上でございます。

9番（松浦隆起君）

わかりました。先ほど紹介しましたが、国交省の通達の中には、今課長が少し触れていただきましたが、保証人を求める場合について、このように通達をされております。「保証人を確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないように、入居を希望する者の努力にもかかわらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていくことが必要であります」とあります。今、課長

の答弁に沿うものであると思います。ただこの通達の主眼は、「住宅に困窮する低所得者が公営住宅に入居できないような事態を避けなさい」ということだと思います。課長の答弁からいきますと、今1点の条件を満たす人であれば、保証人がどうしても見つからない場合は保証人を免除するというものだと思います。

前回一般質問への答弁でも今課長が言われておりましたように、60歳以上の方、障害者方、一人親世帯の方など、先ほど言っていたことを言われておりました。今もそうですが、これをさらっと聞けば保証人は一応求めるけれども、きちんとそういったセーフティネットはしている、ほぼ皆さんが保証人をいらずに済みますよと、いうふうに聞こえますが、見落としてはならないのは、これらの規定に当てはまらない方たちへの配慮であります。今述べました条件に当てはまらなければ、住宅に困窮する低所得者の方であっても、保証人の確保ができなければ、町営住宅に入居できないということであります。そういった事態が起きることを懸念して出された通達が、先ほどから紹介しているものであります。このように免除規定の幅をできるだけ広げて、住宅を希望する方が困らないように配慮されるのであれば、国交省の通達どおり、保証人規定をなくすべきだというふうに思います。免除対象者の方は保証人を確保しなくてもいいけれども、そうでない方は民法が施行された後は厳しい条件の中で、保証人の確保に動かなければならなくなります。私は同じ住宅に困っておられる方に、こういった差があるというのが、逆に不公平でないかと思えますし、先ほど紹介しました、通達文の住宅に困窮する低所得者が公営住宅に入居できないような事態を避けなさいと、という言葉に反してくるというふうに思います。

執行部の方、町側からいけば収納業務を滞りなく行うためにも、保証人の設定を求めるというのはよくわかりますけれど、ここで見落としていけないことは、あくまでもこれは公営住宅であるという点であります。アパートやマンションなど民間経営者であれば、こういった貸し手側の理論に基づいての考え方をわかりますが、町営住宅は営利を目的としたものではなく、公営住宅法第1条に示されているように、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」このため

に提供されなければなりません。通達があっても、その上であくまで保証人を1人でも求めるという姿勢は、住宅の困窮する町民の側に立った、借り手側に立った考え方ではなくて、あくまでも貸し手側理論にたって今回判断をされているというふうに、私は感じております。先ほども申し上げましたが、そういった町の考え方、立場はわからないでもありませんが、だからこそ、国交省の通達には「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると、考え方をゼロから変えなさい」と、言明をしているというふうに私は思います。

もう1点、冒頭に申し上げました、保証人を求めない方針に変更すべき考え方の1つであります。今述べてきた部分もそのひとつであります。もう一点は、保証人が本当に必要だろうかという点であります。保証人の確保を前提とする考え方から転換させるべきではないかと、先ほども申しましたが、万が一滞納が発生した場合を考えて、保証人を求めておくことは、行政側としては、当然の判断かもしれません。しかし、振り返ってみて、保証人を確保しているからといって、滞納を防ぐことができてきたのでしょうかというところであります。今年の9月、平成30年度の決算において、町営住宅の不納欠損が2件ありました。その説明の中で、総務課長は「連帯保証人への対応が十分でなかった」と言われております。保証人を確保していたとしても。要は行政側の姿勢が重要なのでありまして、確保しているから滞納整理ができるということではないということを、これは示しておられると思います。

先ほど言いました、この不納欠損のいわば発生した対象期間は、いわば本町が収納業務に奮闘し、滞納整理に悪戦苦闘していた、滞納がまだ結構あった、いろんな課にあった時代の話であったと思います。しかし現在は職員の皆さんの本当に血のにじむような努力によって、収納率は県下でもトップクラスになってまいりました。このことには心から敬意と感謝を申し上げるところであります。今はとにかく現年の滞納を出さないという姿勢で、早い対応をされておられると思います。ですから逆にこういった保証人を求めるまでの滞納まで、時間がかからないのではないかと、いうふうに私は思います。そういった中で住宅に困窮されている方に、保証人確保という負担を強いてまで、求める必要があるのだろうか、正直なところ感じております。

話を元に戻すようではありますが、本来は今るる申し上げてきたような、さまざまな議論の積み上げがあって、前回出された条例の改正案は提出されるべきであったと思います。大事な点の説明も提案もされないままで、出された前回の条例案は、審議に値するものであったのか、私個人的には疑問に感じております。先ほど総務課長がるる探しても見つからない方への条件は示されました。例えばそれを募集の段階で皆さんにお知らせをすると、探したけれども見つかりませんでしたと、いうふうにお答えすれば保証人はいいんだなということになりますね。示さなければ一生懸命探さなければならぬ。しかし国交省の通達ではそういったことをしっかり示しなさいと、言われているわけで、こういう条件の方は、例えば 60 歳以上の方は探したけれども、どうしても見つからない方は 60 歳以上であれば保証人は必要ありませんよと、いうことを示すのであれば、初めからそういう規定はなくしたほうが、現実的には見つかりませんでしたと言えぱそれで済むわけですから、だとそういう規定になるんだと思いますが、ですからぜひそういったことも考えていただいて、冒頭でも申し上げましたが、今一度検討をしていただいて、この国交省の通達どおり保証人を求めないと、いう方針に変更すべきだというふうに思っております。この点についてこの経費も含めて、強く申し入れたいと思いますが、この点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まず極度額につきましては 9 月の定例会でも、御回答させていただきましたとおり、本来であれば条例改正の際に、極度額についてもお示ししまして、その上で議員の皆様方に議案の審議をしていただくと、いうほうが良かったと、いうふうには考えております。極度額につきましては、民法の改正に伴いまして、設定が必要であるというような認識がありましたけれども、その時点で具体的な金額等についての検討が不十分であったということでもあります。この連帯保証人の件につきましては、これも 9 月定例会等でも答弁させていただきましたけれど、松浦議員のほうからの今の話にもありましたけれど、国の方針等も踏まえて連帯保証人について検討いたしました。その中で先ほどからも出ておりますけれど、公営住宅管理の実情踏まえると、連帯保証人の存在がある種、未納への抑止となり、このことが新たな未納の発生防止とか、納付意欲

の維持に効果があるというような判断のもとで、連帯保証人については1人でありますけど、残すというようなことにしております。また入居者の方がお亡くなりになった場合の残置物の処理とか、退去に伴う修繕対応とか、緊急時への連絡先の役割も果たしている、ということも含めまして、そういうものを総合的に検討をした結果、引き続き1名の連帯保証人を求めるということにしたわけであります。現在連帯保証人の方についてですけれど、納付期限までに納付されない方の対応といたしまして、納付期間期限経過後20日以内に、本人に督促状のほうを発送しております。2カ月分納付がない方には催告書を発送して、引き続き納付されない場合には連帯保証人の方にも、この時点で催告をする旨通知をしております。それでもなお納付されない方につきまして、本人再度催告するとともに、連帯保証人の方にも催告すると、というような手続きをとっております。今年度の4月から11月までの間に、この督促につきましては延べで言いますと、308件ほど発送のほうさせてもらっております。そして2カ月後に出す催告書につきましては、延べで57件出させてもらうております。この2カ月後に出す催告書につきましては、本人だけに出す分ではありますけど、そちらのほうには連帯保証人に対する代理請求や、裁判所へ賃料と請求時点としての申立を行うということで、連帯保証人のほうにも申立を行うという文を出しておるという次第であります。これが延べで57件ありますけれど、これを受けてからその次の連帯保証人の方までに出す催告書の時点では、延べで8件ということで、もうかなり件数事態が減っております。こういうこともありますので、先ほど申しましたように、この納付について、未納についての一定の抑止というようなことがあるのではないかと、いうふうに考えております。以上でございます

9 番（松浦隆起君）

今の答弁ですと検討するつもりはないと、ということだと思いますが、今総務課長がずっと述べられましたが、当然行政としては収納業務が滞らないようにする必要があるもので、今言われた理論は正論であると思いますが、だからこそ考え方の転換を図ると、国交省は出されているわけです。今言われたことは行政側の滞納整理に関する立場に立っての答えであって、借り手側の答えではないわけですね。今抑止力、保証人の方がという話がありましたが、この町営住宅の入居料、家賃ですね、これ以上な金額になるのは他にもあ

るわけで、国保税、住民税、保証人をとっておられるんでしょうか。とっていませんよね。これよりもさらに大きな金額をきちっと収納業務をできているわけですね、町側としては。ですからそこを町としてこの町営住宅についてもできないかと、いうことを私から言う。と最初の条例を出す時点で、ちょっと厳しい言い方ですが、不手際をしているわけです、私から言えば。そうならばきちっともう一度そのことを、その上で検討していただいて、本当に保証人をとる必要があるのかと。国交省の通達を受けて転換をして、考え方を変えて保証人をなくしている自治体はたくさんございます。まだそう時間がたっていませんから、それによって滞納が増えた、増えないはまだ結論は出てないようですが、ぜひそういった視点に立っていただいて、今一度検討をしていただきたいと思います。そのおつもりがあるかどうか、「もうこれはお話は終わりです」と言うのかどうか、最後に町長からお答えをいただきたいと思います。

町長(堀見和道君)

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、税と住宅の使用料に関しましては、徴収におきまして、税につきましては強制徴収ということで、差し押さえ等による、強制的な徴収ができますが、住宅の使用料につきましては強制徴収できませんので、基本的に督促をして催告をしてと、いう徴収の流れになっております。ですから税のほうが額が大きいのと、徴収できてるのではないかと、ということにつきましては、差し押さえ等強制的な徴収をしっかりと、法に則ってですね職員が再考していると、業務として執行していると、ということで徴収がしっかりできていると、いうことを御理解いただきたいと思いますというふうに思います。松浦議員のおっしゃる考え、よく私のほうもわかります。これまでは保証人2名を必ずつけてくださいということで、基本的にこれまでの入居者に関しましては、ほぼ全ての方が2名の保証人をつけていただいております。国のほうが削除したという中で国の考えもわかりますし、これまでの取り組みも重々よくわかります。その中で国の考えに沿うような形で今回保証人を1人にして、免除既定も設定してですね、右から左の中庸とは言いませんが、かなり入居者が住宅使用者側に寄り添う形で変更させていただきました。9月定例会でお認めいただきました、この内容につきまして連帯保証人を1人つけ

ていただくと、いうことを原則とした今後の取り組みに関しましては、引き続き継続をしていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

これは変更する、検討するつもりはないということだと思います。今後 2 人から 1 人にしたことでの今後の状況、それから他の自治体との状況等を踏まえた上で、私としては今後また提案を引き続きさせていただきたいと思います。私としてはここまでハードルを下げるのであれば、きちんと皆さんが保証人の確保に走らなくていいように、60 歳未満の健康な健常者の方、普通にこの条件に当てはまらない方は、保証人を 1 人は 12 カ月分という額が示された後、保証人を確保しなければならないわけで、私はそこはちょっと違うと思いますので、引き続きこれはこれで矛を下げるつもりはないので、引き継がさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは 2 点目に、移らせていただきます。保育料の無償化についてお伺いをいたします。具体的には、給食費のうちの副食費の負担についてお伺いをいたします。10 月 1 日より、幼保無償化がスタートをいたしました。消費税率 10% への引き上げによる増収分のうち、年約 7,764 億円を活用して実施されるもので、対象は約 300 万人と言われております。幼保無償化の対象は、3 歳から 5 歳児の全世帯とゼロから 2 歳児の住民税非課税世帯が対象となっております。

今回の幼保無償化は、教育にお金がかかり過ぎるという子育て世代の声を受け、少子化対策として行われるものでありまして、このため、3 歳から 5 歳児については、所得制限を設けず、一挙に全世帯を対象としております。ゼロ歳から 2 歳児は、待機児童の約 88% を占めており、無償化による待機児童の増加を懸念する声も踏まえ、今回は対象住民税非課税世帯に限定されていると聞いています。この、国による幼保無償化の取り組みに合わせて、全国の自治体で、独自の様々な取り組みも検討され、スタートされております。後ほどその点にも少し触れたいと思います。この無償化によって多くの子育て世帯の方から、喜びの声が聞かれておりますが、ただ課題も指摘をされております。

そのひとつが、今日お聞きいたします、給食費・副食費についてであります。「新たに給食費が取られるようになった」という声があ

ります。給食費のうち副食費分は幼稚園では従来、実費負担であることなどから、保育所でも3歳から5歳児は保育料から切り離して、実費負担ということになりました。このため、保育料を独自に無償化するなどしていた自治体の中には、負担が増すケースもあることが判明をして、議論となっているところでもあります。本町においても、副食費については、実費負担となりました。今、我が党においては、この幼保無償化について、利用者や事業者から直接声を聞く運動を行っており、私も声を聞かせていただいているところでもあります。その中で、やはりこの副食費実費負担に対する戸惑いの声も聞いております。保育費の利用者負担の中身が、保育料と給食費に分かれていることは、利用者の方は知らない方が結構おられます。ですから保育料の無償化が始まると知って、全てが無償化になると当初思われていた方が多かったようです。できれば、副食費の実費負担をなくし、完全無償化にしてほしいという声も届いております。こういった中で、県内の自治体においても副食費を無料化する自治体の取り組みが出てきておりまして、9月28日付の高知新聞の記事によりますと、県内34市町村のうち27の市町村が無料化を行うことになっており、本町を含めて高知市、香美市、四万十市、大豊町、越知町、津野町の7市町が副食費を徴収するということになっております。約8割の市町村が無料化を行う中、本町はわずか2割の無料化に踏み込まない市町村のひとつとなっております。子育て支援策の充実へ向けて、私も今まで様々提案をし、取り組ませていただいた中で、町長から「子育てしやすい町宣言」をしていただき、どの町にも負けないほど子育て支援の町になっていると喜んでいた身としては、理屈ではなく、何とも言えない非常に寂しい思いをしております。それはそれとして、話を県内の市町村の取り組みに戻したいと思いますが、南国市はこれまで独自の子育て支援策として、同時入所の場合、第2子の保育料を無償化してきました。今回、国による無償化で不用になる財源を活用し、副食費の無料化に踏み切りました。この他にも、いの町なども含めて、こういった理由で無料化に踏み切った自治体はいくつかございます。

本町も今まで、独自の保育料軽減策をとってまいりました。今回の国による無償化によって、不用となる軽減策に使われていた財源を活用し、副食費の無料化に、ぜひもう一度検討していただいて、取り組んでいただければと考えております。そこで、いくつか、お

伺いしたいと思いますが、今回の国の無償化によって不用になるであろう、今まで独自に取り組んできた軽減策に掛かっていた金額をお示しいただければと思います。また、あわせて現在実費徴収としている副食費を無料化した場合の対象者数、世帯数、そして金額もお示しいただければと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えします。佐川町独自でやっていた施策につきましては、9月まで実施していた施策になりますが、同時入所第2子保育料の軽減事業というのがあります。これは第2子の方、2号認定の方のものなのですが、ここについては廃止します。ここで浮くっていう財源的な金額につきましては年間219万9千円になります。

またもう1つの質問ですが、全体を無償化した場合の人数と世帯と金額というところですが、令和元年11月現在で町内の保育所に在籍しています2号認定の子供さんは259人います。このうち副食費を支払っている児童数は135名、公立で14名、私立が121名となっています。世帯については125世帯です。1年間の副食費は合わせて729万円となります。以上です。

9番(松浦隆起君)

同時入所の保育料の軽減事業が、これが9月で廃止されて、これにかかっていたものが219万9千円軽減されるということでしたが、これがすんなり浮くわけではありませんよというような話も課長から少し聞いておりましたが、もう1回確認をさせていただきますが、この保育料、私立の場合公定価格の4分の1市町村がみていると、利用者負担についてもこの10月以降、国の無償化によってもこの4分の1市町村が負担をする、一応そういう割合になっていると、ただ今年については臨時交付金、また来年度からは普通交付税でということになっているということでしたので、一応は国が言っている建て前で言えば、この219万9千円が浮くと、4分の1利用者負担のやつは、そのぶんは国から何らかの形で参入されるということでもいいのか、もう一度確認させてください。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。今回の制度改革などによって町の負担が単純に減るっていうものは、先ほどお答えしましたように、同時入所の第2子保育料の軽減事業のうち、9月で辞めました2号認定の方、219

万9千円が減ります。来年度以降新たに負担になるというもののの中にですね、3歳から5歳児の2号認定の保育料、利用者負担、年収360万未満の副食費を含む部分になりますが、保育料の無償化によってですね、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担することになります。本年度につきましては交付金で措置されます4分の1については、来年度以降は町の4分の1については普通交付税に参入されますので、実質の金額がいくら本当に入ってきているのか、どれだけ補填されているのかっていうのがわからなくなりますので、財政的には負担になると、いうことになってきます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

財政的に負担になると言われましたが、要は国が一応示している部分でいくと、この4分の1については国が何らかの形で参入しますよということですね。ただ今年度についてはきちんと色のついた形で、臨時交付金ということですが、来年度以降、普通交付税ということになれば、きちんと色をつけるのは今度町長、財政のほうということになるので、これがきちっとそちらに回せば、他の所にもし国がきちっとこの部分に参入してくればいいですが、この金額どおりでなくって、実際は少し圧縮して参入をされると、交付税を出されると、少しそうなると思うように、財政的に行き詰まるかもしれないという意味合いだというふうに思います。

少し、別の角度でもお聞きをしたいと思います。9月定例会において、副食費についての質問に対して、課長は「今回の改正で3歳から5歳児の副食費を含まない保育料が無償化されたことで、世帯として負担額は減少しますので、子育て施策は後退するとは思っておりません」とおっしゃっております。また堀見町長も「当面はこの内容で佐川町の保育の料金設定については行っていきたいと、考えておりますと。現時点で再検討するということは考えておりません」と。また、「健康福祉課から確認をした内容では、それぞれの家庭で負担する額が増えることはありません」と答弁をされており、副食費の実費負担を求めることで、負担が増える御家庭はないと、重ねて言われておりました。そこで、確認をさせていただきたいのですが、担当課長と町長が、負担が増える家庭がないというのは、今現在保育園に通われている御家庭の中でという意味で捉えてよろしいのでしょうかということです。もしそうだとしたら、制度論と

しては、どうなのかという視点で考えなければならないと思います。そこで、担当課長にお聞きしたいと思います。9月定例会での課長の答弁によりますと、本町が実施している「多子世帯保育料軽減事業」は、10月以降も継続することですが、3歳から5歳児については、副食費の4,500円が必要になると、その時の答弁ではそうおっしゃっていたというふうに思います。今までは、18歳未満の子供さんの中の第3子は、副食費も含まれた中での保育料が無償化をされておりました。しかし、先ほどの課長の答弁どおりであったとすると、10月以降は、3歳児から5歳児の第3子は副食費の負担が生じます。この条件だけで判断すれば、今まで0円だったものが、4,500円発生すると、いうふうになるのではないかと思います。この点について、確認も含めてお答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。9月議会においてですね軽減策としては、3歳未満児の同時入所の第2子、保育料のみ実施していくというふうにお答えしていましたが、議会終了後18歳未満の子供3人以上養育している多子世帯、第3子以降が3歳以上児であれば、10月以降も現在継続していますので、4,500円は発生してなく、0円ということになっております。以上です。

9番(松浦隆起君)

ということは、この多子世帯の軽減事業については、対象となる3歳から5歳になる子供さんについては、副食費も含めて負担がないということになるわけですね。そうすると、先ほどの町営住宅の保証人とまた話が重なってくるかもしれませんが、第3子という条件があるわけですが、副食費を負担しなくてもいい3歳から5歳児と、負担しなければならない3歳から5歳児が発生すると、これは突き詰めて元をたどれば国のこの施策の積み立て方が、少し緩かった、もう少しきちんとこの副食費の部分も含めて検討すべきではあったのではないかと、私個人としてはそれも思っております。ただ現実こういうことになっておりますので、それを含めて各市町村もそういった意味合いで、その部分は市町村がカバーしようと、対応していただいていると思いますが、今のお話だと、繰り返しになりますが、4,500円負担しなければ同じ3歳から5歳児でも、無償化になっている子供と、そうでない子供がおられるということになるわけですね。それはできれば全員にというふうに変換をしてい

ただきたいと思います。今回本町はこの保育の副食費について、実費負担を求める方針を定めております。このこと自体で、本町が今まで推し進めてきた、この子育て支援が、後退したというふうには、私はそれは言い切れないというふうに思っております。ただ見る人によっては足踏みをしていたり、後退をしているように見えることも現実として否定はできないと思います。町長は「前回副食費の実費負担を求める以上に、様々な子育て支援策を実施しており、決して子育て支援が後退はしていない。保育料のことだけ捉えて子育てしやすい町が後退をしていると、いうことはぜひ言わないでいただきたいなというふうに思います」というふうに言われておりました。確かにそう言えるかもしれませんが、ただ副食費の実費負担を求めない、例えばお隣の日高村、子育てメニューでいけばほぼ同じ、途中まで日高村が先行しておりました。佐川町が非常に職員の方が頑張っていたいて、追いついてほぼ同じ子育てメニュー、子育て支援の非常にトップランナーの日高村であります。その日高村と本町のどちらかに移住をしようかと、子育て世帯中の方、また今後なるであろう方がその決める条件として、この支援策を見比べた時、この保育料という直接家計につながる支援策というのは、判断の大きな理由になることは事実だと、いうふうに思います。そういった意味でも再検討は考えていないと、いう明言を返上して再検討していただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

そしてもう一点、ぜひこの副食費についての考え方の、出発点について考え直した方がいいのではないかとこの点について、申し上げたいと思います。そもそも保育園に通う子供たちの利用者負担、いわゆる保育料には実費負担という考え方というか、示され方はしてきませんでした。冒頭でも申し上げましたが、幼稚園では従来から給食費、副食費については実費負担であります。今回の無償化について、厚生労働省から出された資料の中に次のような説明がありました。「これまで保護者が負担してきた経費の他、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や、他の社会保障分野の食費も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置づけるとともに、事前に保護者に説明し同意を得ることとする」と。最後に言ったところも非常に大事な、本来は大事なところではないかと、同意を得なければならないとされております。こ

れによって保育所でも3歳から5歳児は保育料から切り離して、実費負担にしたのではないかと思います。しかし、ここで冷静に考えなければならない点は、そもそも幼稚園と保育園は、その性格が違いうという点であります。その証拠に、所管する省庁も違うわけで、幼稚園は学校と同じく本来は教育の場であるとの捉え方であります。一方保育園は、保護者たちの保育にかける子供たち、そういう子供たちを預かり見守り育てる、育むそういう保育をする場であります。食事を切り離して考えるという施設ではないのではないかと、私は思っております。ですから、今まで食事代を切り離すことなく、保育料として徴収してきたのではないかと、しかし今回、幼稚園と保育園と合わせて、幼保無償化という形になったため、国も少しでも負担軽減、国の軽減をしたいというのもあったのではないかと、ですから幼稚園に合わせ保育園も実費負担ということにしたのではないかと、勝手な想像かもしれませんがそう思います。また同じ県下の中で多くの町の子供たち、先ほど約8割と言いましたが、その子供たちが給食費を町から支援をしていただいている中で、子育て応援の町と宣言しているこの町に住む子供たちが、支援をしてもらえないという事実は、理屈を抜いて考えれば率直に寂しい、そしておかしいと思えるのではないかと思います。その意味からも、私は副食費の実費負担をぜひ無償化をしていただいて、求めるべきではないと考えております。ぜひ町長と、担当課長においては、考え直していただきたいと、検討していただきたいというふうに思います。先ほどは検討していただけないという回答でありましたので、ぜひ検討していただくという回答を期待しておりますので、御答弁をお願いいたします。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。恥ずかしながら私も保育料の中に副食費が含まれていると、いうことは今回の改正の中で知りました。私の子供は2人とも幼稚園に行きまして、そういうことにもなっていないんですけども、佐川町としましては、確かに副食費の話はわかりやすく、27市町村が無料、7市町村が有料と、比較すると7つのほうが、何やっているんだというふうに思われるかもしれません。佐川町はほとんどの自治体が取り組んでいない、例えば子供が生まれた時にですね、ウッドスタート宣言という形で、木のおもちゃを積み木のおもちゃをプレゼントするという事業もやっており

ます。また今年度からは少し新たな試みとはなりますけれども、子供たちの想像力を伸ばそうと、非認知能力をぜひ伸ばしてあげたいという思いで、アトリエフォーキッズという事業にも新しく取り組んでいます。これは佐川町だけの取り組みとなっております。その保育料、副食費だけの比較にはならず、やはり全体として見ていただけるとありがたいなあというふうに思います。また国のほうが幼稚園に習って、副食費は取りましようということになったと私も思いますが、もう少しすっきりとした制度改正をしていただければ良かったなあ、ぜひこれは松浦議員からも、国会議員の公明党の、国会議員の先生にお伝えいただいてですね、国としてすっきりとした制度に無償化の制度にさせていただきますよう、ぜひ声を上げていただければなあと思います。その上で佐川町としまして、この副食費の問題につきましては、今後庁内で検討してですね、今後どうしていくかということについて、改めてしっかりと検討した上で、決定をしたいというふうに思います。ただ当面は、来年度は現行のまままでいくと、いう形で今考えておりますが、来年度しっかりと周りの状況も見ながら検討していきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

町長、今、他の市町村が、27 がやっている 7 の中に入っていると、そういう比較をされるということを言われましたが、比較の問題ではないということだと思いますが、私が今回言っているのは、冒頭でわかりやすくそれを示しましたが、他の 27 の町が無償化しているからという、そういうことだけではなくて、考え方として子育て応援をするという立場に立てば、この副食費決して無償化にできない金額ではないというふうに判断をしております。先ほどあるりましたが、約 730 万ほどかかる、軽減策が約 220 万、ですから 500 万くらいですね、その約 500 万の経費の増、他で軽減をして子育てのその 500 万に回せないかと、いう検討をしていただいたかどうか、ぜひ今一度それも含めて後ほどお聞きしたいと思います。ぜひそういった検討をしていただきたいと、この健康福祉課のこの部分だけではなくて、全庁的に他に言えばそう求められてないところに充てられた予算がないのかどうか、そう言う町長がまた怒るかもしれませんが、そういった全体的に見ていただいて、約 500 万ですから、決してできない数字ではないのではないかというふうに思います。それで少し確認をもう 1 回だけ確認をしたいですが、多子世

帯の保育料軽減事業、9月の答弁では副食費が発生するということでしたが、10月以降継続するということですが、この第2子の保育料軽減事業は9月で、3歳から5歳が廃止になっているわけです。この違いは何ですか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。今回の改正でですね、3歳児以上の保育料の基本分が無料となったことに加えて、年収がですね360万未満相当の低所得者世帯の副食費も無料となったことから、一定10月以降多子世帯を続けることによってですね、第2子のほうの副食費をいただくようになって、4,500円ということで、世帯で見た時にですね、世帯の負担が増える世帯がないというところで判断しています。以上です。

9番(松浦隆起君)

今言われた条件は、多子世帯でも同じではないですかね、4,500円だと、それが多子世帯は継続するわけですね、ということはこの第2子の保育料軽減事業、これもし今の人数だけで計算しても、来年度増えるかもわかりませんから、おかしいかもしれませんが、約年間72万ほどです。14人ですね今の時点で行けば。その4,500円でそれぐらいはまずは町長が全く考えないわけではない、来年度もう一度検討さしていただくということであれば、まずはこの部分については多子世帯と同様に副食費を無償化しようと、第2子の保育料軽減事業も引き続きこの分については、という判断をぜひしていただきたいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。町として考えた基準の中にですね、ある一定水準の所得がある方、例えば年間収入が1千万ある方、2千万ある方、その方たちの子供の副食費を無償にするのかしないのか、そういうことも含めて考えました。ある一定水準の所得のある方からは、食べる物なので徴収してもいいんじゃないかと、いう判断をさせていただきました。ただ先ほどもお答えさせていただきましたが、来年度しっかり検討していきたいというふうに考えておりますので、来年度の検討の中で決めていきたいと、いうふうに考えております。以上です。

9番(松浦隆起君)

今、他の事業もそうですが、今までも今町長が言われたように、

その世帯の収入によって、当然負担をしてもらう額が変わる、軽減する、無償化する、他の子供含めてそうですが、今回この3歳から5歳について、国はこの世帯収入関係なく無償化をしているわけです。ですから食べることにについてはという、町長のその理由は私はそもそも同じような考え方なので、わからないではありませんが、国がそういう方針で世帯収入関係なく、全員無償化をすると、3歳から5歳は、保育料についてはそういう考え方をしているわけです。他の市町村については、その27市町村はそうであれば、副食費についても子育て応援ということで、軽減しようということで今回軽減しておられる方があるわけで、そこはぜひ来年度検討するということです。来年度検討すると結果が出るのは再来年度、これは勝手に町長の中を想像して言うのと申し訳ないですが、そのうちに国が何か方針が変わるのではないかと、いうことがなきにしもあらずなのではないかという、予測もあります。最後にもう1点お聞きをしたいと思います。

冒頭で全国の自治体で、独自の様々な取り組みも検討されているというお話をさせていただきました。この副食費とは別に北海道の森町という自治体では、本町とほぼ同じ規模の人口1万5千人ほどの町であります。今回の国の無償化の施策に合わせて、国の制度で対象とならない課税世帯の0歳から2歳児も独自で、保育料自体を無償化をしております。この森町の町長はこのように言われております。「子供たちの教育支援を強力に進めることは、未来への投資であり、子育ての町と言われるよう、これからも努めていきたい」と。同じく山口県の周防大島町でも、課税世帯の0歳から2歳児を独自で、助成、無償化をしております。この町でもこれまで第2子以降保育料助成など実施していましたが、今回国の無償化で浮いた財源を活用して無償化に取り組んだようであります。本町においても真に子育て応援の町をさらに進めるために、副食費以上にかかるわけですが、0歳から2歳児、今のところは非課税世帯だけありますので、課税世帯についても保育料について、町として無償化を検討することはできないか、この点について最後1点だけ検討していただきたいということで、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。現在町内の7園には0歳から2歳児までの、3号認定の子供さん164名、それから町外の保育園に通っている方が3

名ということで、これらを全てですね、無料化にするということになると、年間約 1,900 万円という金額になります。今、現段階です。ねちょっとそれはまだ考えていません。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今の流れでいくと、今後そういった方向になっていくのではないかというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと、今の時点では、今例えば 1,900 万っておっしゃいましたかね、それだけの費用が発生しますが、それによって子育てしやすい、そしたらもう 1 人、もう 1 人と子供たちがこの町に多く誕生していただくことによって、この町の未来というのが、明るくなってくる。この 1,900 万以上のものが、現実として我々が老いていく、また今の現役世代が老いていった時に、しっかりと支え手になる、そういう意味でも私はその何十年が見据えて今しっかり手を打っていくべきだと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

話を戻しますが、先ほど副食費についても来年度しっかり検討するというので、町長おっしゃられていますので、早い段階でぜひ検討していただいて、どんな理屈を言っても単純に人と言うのはどれだけ負担があるかないかで比べます。町長がそうでないと言ったとしても比べるわけで、この町はお金は何にもいないね、ここはお金があるね、そう比べられるわけで、人というのは。ぜひその点は考えていただいて、来年度検討するという町長の答弁は今よりもしっかり前へ進めますというふうに、受けとらせていただきますので、ぜひその意味で検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。あと 15 分という札がきましたので、次に進みたいと思います。

3 点目、マイナンバーカードの取り組みについて、お伺いいたします。この質問につきましては、本年の 3 月定例会におきまして、マイキープラットフォーム構想の取り組みということで、御質問させていただきます。マイキープラットフォーム構想とは、ざっくりとえば、マイナンバーカードを活用して、受けることができるサービスの一元化と言えるのではないかと思います。来年度に導入予定されているマイナポイントの取り組みもその一環と言えると思います。ただ、私が質問した 3 月定例会より、政府の方針が少し、転換されておりまして、まずこの概要について、少しお話をしたいと思います。現在、実施されております最大 5 % のポイン

ト還元が、来年の6月に終了いたします。その対策を引き継ぐ形で、マイナンバーカードの普及促進を図ろうと、キャッシュレス決済へのマイナンバーカードによるポイント「マイナポイント」を付与する事業を来年7月以降に実施することとなっております。ポイントの割合は今後、検討されるようですが、例えば2万円の入金に5千円分のポイントを上乘せするということが案として出されております。

この取り組みの中で、欠かせないものがマイナンバーカードであります。3月定例会におきましては、普及についての取り組みについて、具体的事例も含め、提言させていただいたつもりであります。同時にマイナンバーカードを持っていないと、マイナポイント等の恩恵を受けられなくなると、慌てるということになりかねないので、それを見越してできるだけ早く手を打っていただきたいということも、申し上げました。実は、今回この質問の冒頭に、「本町は、このマイナンバーカードの普及に向けての取り組みを本気で行うつもりが、あるのかどうか」を町長と担当課長にただすつもりでありました。ただ町長の行政報告において、マイナンバーカード普及の取り組みについて、お話がありましたので、あえて申し上げることは控えさせていただきます。なぜこういうことをお聞きするつもりであったかといいますと、取り組みが遅いというのが、率直な思いであります。私が、提案させていただいてから9カ月。事業によっては、これぐらいの検討を要することもあるかもしれませんが、このマイナンバーカードの取り組みは、町長から御報告があったように、お尻が決まっており、時間がないわけであります。また、それほど難しい検討が必要なことなく、取り組むか、取り組まないかということだと思えます。さほど難しくなく、取り組めることもできていない。というふうに思っております。先ほど取り組みが遅いと少し厳しい言い方をしましたが、それには理由がございます。課長には申し訳ないですが、直接申し上げましたので、あえてここではその点について具体的にお話することは控えたいと思えますが、ぜひ3月定例会において、申し上げたことを早急に組み込んでいただければと思います。

話を戻しますが、政府はこの3月に先ほど申し上げました、概要と併せて、健康保険証への活用など、一層の普及に向けた工程表を公表しております。まず、2019年度中に、国会公務員及び地方公務

員とその扶養家族は率先してカードの所得を目指すとされており
ます。そこで、まずお聞きをいたしますが、本町の職員の皆さんの
マイナンバーカード取得状況を示せる範囲で、お示しいただきたい
と思います。

町民課長（和田強君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。本町の職員のマ
イナンバーカードの取得状況につきましては、現時点でまだ把握で
きておりませんので、今後早急に調査を行いたいと思います。以上
です。

9 番（松浦隆起君）

マイナンバーカードを取得することを、公務員の皆さんと言えど、
強制することはできないと思いますので、掌握の仕方がどうするか
というのがあるかもしれませんが、どれくらい取得しているのかわ
からなくて、職員の皆さんの状況も全くつかんでいない状況で、町
長から行政報告ありましたが、進めていけるのだろうかというふう
に若干不安になります。職員の皆さんが率先して、申請をしていた
だいて、実感をもって町民の皆さんへ広く広げていただきたいと思
います。

私も遅ればせではありますが、3月定例会で質問させていただ
いたあと、インターネットにおいて申請手続きを行い、マイナンバー
カードを取得いたしました。インターネットでの申請は、難しいも
のではなく、スマホ等に写真を用意したうえで、手順に従って行え
ば、短時間で済みました。ただ、カードの受け取りまでは1カ月ほ
どかかりました。その経験から言えば、来年の7月以降に予定され
ているマイナポイントの事業まで残された時間は少なく、役場側か
らの積極的な周知と働きかけが重要になってくると思います。前回
の質問の折にも紹介をいたしました。積極的な取り組みを行って
いる自治体では、1カ月に1度のペースで「マイナンバーカード特
設窓口」を、本庁舎、出張所などに設け、広く呼びかけを行って
いる所もございます。本町においてもぜひ「マイナンバーカード特
設窓口」というものを一定期間、定期的に設けて、この期間にマイ
ナンバー申請を受けておりますので、ぜひ来庁くださいというチラシ
などで広く呼びかけるなどの取り組みも行うべきではないかと思
います。また、先ほど私のインターネットでの申請方法についても
お話ししましたが、こういったインターネットでの申請方法についても、

広報等で見開き分ぐらいページを割いて、わかりやすく申請方法について、掲載することもひとつの方法だというふうに思います。

私も質問して以降、いろんな町民の皆さんのお集まりの場所で、このマイナンバーカードについてお話をさせていただいて、申請の仕方をお話してきました。役場にパソコンが設置してあって、そこで無料で写真代を必要なく作ることができる。また、インターネットで申請をすることもできる、そういうことも具体的に多くの方に話をしてきました。ほとんどの方が知りませんでした。その現状を変えるべきだと言ったのは、9カ月前ですから、町長から報告いただきましたが、もう少し早い取り組みが必要だったと思います。

また前回申し上げましたように、その設置されている所、町民課にマイナンバーカード申請受付中というような、誰が見てもわかるような大きなものを、しっかり掲示をして呼びかけをしないと、1カ月このあまり申請がない状態で1カ月、これからもしますます増えてくるとなると、当然それ以上にかかってくる、これは想像できたことであって、ぜひ追いつけをさせていただきたいと思います。

そしてもう1つ大事な取り組みが、町長が言われておりましたが、広報通じての啓発であります。内閣府の世論調査によりますと、マイナンバーカード所得しない理由として、「必要性を感じられない」が57.6%、「身分証になるものは他にある」が42.2%、「個人情報の漏えいが心配だ」というのが26.9%となっております。この結果を見ますと、いかにして、マイナンバーカードの必要性を丁寧に、知らせていくか、これが大事な取り組みになってくることがわかります。政府が示した工程表によれば、2021年3月には、健康保険証としての利用を本格的に開始するとされております。

ぜひ、こういった情報や、マイナポイント事業の内容などをわかりやすく示したものを広報していくことが大事ではあります。「持っていないと確かに不便」、「損をする」そう思えるアピールが、ぜひ、そういったインパクトのある広報の仕方を工夫していただいて早急に取り組んでいただきたいことをお願いいたします。以上を踏まえまして、マイナンバーカード普及の具体的な取り組みについてお伺いしたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。具体的にはですね、1月号の広報によってですね、マイナンバーカード及びマイナポイントについての

広報をさせていただきます。その広報の内容につきましては、今後とも継続的に行いたいと思うんですが、先ほどおっしゃられていたと思うんですけど、カード自体を利用する機会が少ないとかいうこともあって、今のところ取得の率が少ない部分があるかと思いますが、まずは広報のほうに住民がカードを取得するかどうかの判断材料となるような情報、そして住民が取得しようと考えた場合にですね、インターネットとか、役場の窓口等とかですね、手続きができますよというような、やり方についての情報、そしてどうしようか考えている方についてですね、取得のきっかけになるような情報を検討しまして、そういったものを段階的に順次ですね広報させていただくようにしたいと思います。また、役場の窓口のほうにおいてる端末がございますが、そちらのほうにもですね掲示を、前回掲示をしますと言って、そのままできておりませんが現在掲示を一部作ってさしていただいているんですが、もう少し見やすいような形で、検討しながら行っていきたいなあと考えています。

また、カードの申請自体は郵送なりインターネットなりということで、ご自身で行う場合には役場に来なくても大丈夫なんですけど、最終カードを受け取る時には、役場のほうにカードが届きまして、それを役場のほうに、ご本人さんに取りに来ていただかないといけないということになっています。その際に本人確認等を行うんですが、当然それは子供さんも含めてそういう形で役場のほうに取りに来ていただくということが出てきますので、役場の開いている時間内にですね、なかなか来れない場合とか、お仕事の関係とかで遅くにとかいう方も出てくるかと思うので、そういった方に対しての対応として、祝日ないしは閉庁後のですね時間帯の受け取り窓口のほうを開設するような、予算について本定例会のほうで、補正予算の要求をさせていただいておりますので、それをお認めいただけたら、そういう形の対応も行っていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。1月分広報に載せるというお話でした。私が今年質問する前、去年の12月にも広報に載せていただいていたようですが、片方1ページ分の2分の1、半分くらいでしたね、なかなかあれでは気が付かない、思い切ってページを割いて、割と広報は読んでいただいている方は読ん

でいただいておりますが、割と読まれていないということもあって、この間ごみの収集のことでも少し課長にお聞きしましたが、実際は配られていたけど、読まれていなかったということがあって、広報に載せるのもできるだけ、できればページを割くなり、例えばしっかり皆さんが気が付くように、1枚のぺら紙にして別で添えるとか、ぜひ工夫をしていただいて、この持っている人が恩恵を受けられるけれど、そんなこと知らなかったと、マイナンバーカードを持っていないとでしんがやねという事態、来年度ならないようにぜひ取り組んでいただきたいことを最後お願いをして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9番松浦隆起君の一般質問を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番、西森勝仁です。通告に従いまして、一般質問を行います。その前に高知県政も尾崎知事が3期12年で勇退され、浜田県政が実質的に今日からスタートしたわけであり。今、この時間帯では県庁の正庁ホールにおいて知事の訓示が行われているところではなかろうかと思えます。浜田知事には前尾崎知事が熱い思いと、エネルギーな行動で築き上げてきましたこの高知を更にステップアップできるようリーダーシップを発揮していただきたいと願うところであります。尾崎知事の勇退は誠に残念であります。しかしこれからは洋々たる次のステージが待っています。これからも高知県の発展はもとより、日本の繁栄と国民の弥栄のために、総理への道を邁進してほしいと念願するところであります。決して夢物語ではありません。尾崎さんは国民が選ぶ総理に相応しい人100人の中の1人に選ばれております。多くの皆さんと大いにエールを送っていきたいと思っています。

ところで私も議員になり、あっという間の２年間が過ぎました。一般質問も今回を含めて残りは８回だけとなっています。しっかりと役目を果たしてまいりたいと思っております。まさにこれから議員活動の正念場と思っております。

それでは一般質問に入りますが、私が一般質問をする度に町長は必ず「ご質問いただきましてありがとうございます」と、こう言われるわけですが、前回も「私はそんなリップサービスは不必要だから、明解で、はぐらかしのない、誠意ある答弁をお願いします」と、こういうふうに申し上げたところですが、町長はこれは自分自身にとって謙虚でありたいし、また自分の考えを述べる機会をいただいたことに対して感謝していると。こういうお言葉でありましたので、私はそのことに対しまして敬意を表していたわけではありますが、どうも議事録を見たりしてみますに、そんなふうには感じていないと思っております。今回はそのお言葉に違わぬよう答弁をお願いいたします。

まず始めに本町における災害対策等、その準備についてであります。この問題は台風を含む豪雨災害と南海トラフ地震対策と２つに分けてお尋ねをしたいと思っておりますが、まず始めに豪雨対策からであります。今年の１０月１２日に伊豆半島に上陸した台風１９号は神奈川県や東京、福島、宮城など１６都県で４０１の川が氾濫するなどして、大規模な水害や土砂災害を引き起こし、各地に甚大な被害をもたらしました。共同通信やＮＨＫが全国の報道局からまとめた直近の情報によると死者９３人、行方不明３人、浸水家屋８万７,８００こういった被害状況であります。お亡くなりになられた方に対しましては心から哀悼の意を表するものでありまして、安らかなご冥福をお祈りするところであります。

こうした被災現場の惨状というのはテレビに映し出され、また新聞にも詳しく報道されたとおりであります。

こうした激甚災害は佐川町においても昭和５０年８月１７日の、台風５号によって経験をしておりまして、死者もでました。また尾川の県道は橋も崩落し、道も侵食され、道路インフラは本当にもうずたずたになったところでした。柳瀬川は氾濫し、富士見町や中組、このあたりはまるで川のように流れ、町内いたるところで水びたしになったと。そうなると後片付けが大変でありまして、その苦労というのは、もう筆舌に尽くせません。

こうしたことから今、住民は大変不安に思っています。特に春日川沿いの青去、三野、伏尾団地あたりの住民の不安は殊さら深刻です。これは今の春日川の状態というのは川にヨシなどの雑草が生え茂りまして、大雨が降る度にその上に山から流出してきた土砂が堆積するわけでありまして、この土砂の堆積と自伐林業との因果関係についてはわかりませんが、土砂がたまっているということは確かであります。ヨシは土砂に埋まってもすぐに芽を出します。この繰り返して今や、ふる一つ村前あたりの通水断面の狭いところなどは、河床側、管理道あの道まで、1メートル50ぐらいになっておりまして、大雨の度に越流するおそれがあります。柳瀬川の氾濫注意水域は3.5メートルだそうですので、もう危ない状況じゃないかと思えます。川にヨシさえなければ本当に簡単にぼんと飛び降りれるような状況になっています。

そこで町長にお尋ねするところではありますが、この堆積した土砂を早急にしゅんせつして、水害から住民の命や財産を守っていただきたい。速やかに住民の不安を解消していただきたいと願うところですが、町長はいかにお考えか、お尋ねします。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。西森議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。春日川を含め、柳瀬川と県管理河川の河川につきましては、毎年、県のほうに要望として、上げさせていただいております。かなりしつこいぐらい県に対して要望をしておりますが、県のほうとしては今、南海トラフ地震に備えての事前対応にかなりの予算をかけているという中で緊急性の高いものから選んで事業実施をしているというお答えであります。しかし、今、西森議員のおっしゃられたように、心配されている住民もいらっしゃるというふうに私も思いますので、引き続き県に対しては強く要望を重ねていきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、町長からご答弁をいただいたわけではありますが、まあ確かに柳瀬川、春日川、こういったものは県管理の河川であります。そして要望はしているけれども、今、県としては南海トラフ地震対策にお金がかかる、あるいは緊急性の高いものからやっているということでもまだ着手をしていない、されていないと、こういうことだろうと思います。確かに柳瀬川、春日川も県管理の河川ではありますので、

その管理はここらあたりの場合は県土木の越知事務所が所管をしております。ここが動いてくれんことには、どうにもならんわけがあります。

しかし、頻繁に要望はしているけれども、そのうちに県がやってくれるろう、土砂ばあのけてくれるろうと、こういうふうにたかをくくっていれば一向にらちがあきません。現在どこもしばらく、しゅんせつされていないのが現状であります。現に私が議員になったすぐの頃、ちょうど2年ぐらい前のことですが、青去の住民から大雨の度に前の川が越流して農機具が水に浸かる。トラクターのような移動できるものであればいいが、コンピューター制御の乾燥機などが浸かれば一切使い物にならない。死活問題じゃがなんとかしてほしいという陳情を受けたところであります。私もまあ事情としては非常によくわかるものの、町長がおっしゃったように春日川、県管理の河川で、これは役場のほうに行っても困ったもんじゃが、どうしよう。荷は重いし、困ったもんよとこういうふうに思いながらも何とかアクションを起こさんと始まらんと思ひまして、まず手順としまして、役場に行きまして、当時、県から来ておりました公文課長にも相談をしまして、越知土木事務所に正式名称は越知土木事務所と言うかわかりませんが、ここに一緒に行ってもらうことにしました。しかし、我々だけが陳情に行っても、土木側のほうが事情はよくわかりました。お話は承っておきますと、こういう返事をされたら一切アウトと思ひまして、我々だけでは火は弱いし、つちはききやあせん。こう思ひまして、大野県議にも同行をお願いすることとしまして、お話をしましたところ快く引き受けてくれました。もちろん公文課長もそして今の田村課長も一緒に行ってくれました。そして越知土木事務所側と言え、所長、次長、以下班長まで、丁寧に対応してくれたわけでありまして、テーブルの上には大きな図面を広げまして、要望の箇所につきましては、抜本的な解決策には至らないけれども、とりあえず今回、陳情されている部分については、本当に気休め程度になるかもわかりませんが、一定の要望の箇所については、やりましよう、というような約束をしてくれまして、年が明けてすぐにやってくれました。結果的にこうなったものでありますから、関係者には大変喜ばれたわけがあります。

この工事と今、私が言っておりますしゅんせつ工事、住民が心配

している浸水対策工事とは全く規模が違うわけであります。これはまあ町長が先頭に立ってリーダーシップをとってもらわない限り、全然前に進まないと思います。年に1、2回あの要望書に書いて出しちゅう、そればあではまあ可能性はかなり低いと思います。

ちょっと話はかわりますけれども、榎並谷町長は元県土木の部長だったということもあったかも知れませんが、越知土木の敷居は低かったのかもわかりません。そんなようなことで、ちょいちょい越知土木に顔を出していたようではありますが、そのこととしゅんせつ工事が、どう関係したかはわかりませんが、結果として柳瀬川や春日川、西山の川までしゅんせつをしてもらいました。そしてこの役場の前の土砂ものけてもらえるようになったよと。まあこういうことをぼそっと言っていたこともありました。

私はこういうことは結果が全てと思っております。町長も県のほうには申し入れをしているということでもあります。そしてこのしゅんせつ工事につきましては、浜田知事が今日から就任したわけですが、浜田県政の、というか浜田知事の公約が11月13日の高知新聞に載っていたと思いますが、その1つとして災害対策につきましては、まず近年激化している台風や集中豪雨対策として、中小河川の改修を第一にやると。こういうふうに言っています。公約であります。まさに渡りに船であります。

しかし、陳情もちょっと行って触ってくるという程度では、なかなか効果が出ない。後回しになるというおそれもあるというふうに思っております。私は何も町長、指揮官が兵隊の鉄砲を取り上げて走り回ってくれと、こういうふうに要望をしているわけではありません。動く時には、トップが動いてもらわんと進まない。尾崎知事のようにエネルギーに陳情を重ねてもらいたいというふうに思いますが、前の佐川駅前舗装のことを高松に行って社長に言うてきてくれというようなお話もさせてもらった時には、町長は私は私が直接社長に頼んだらそれは失礼なことやと。担当レベルでやってもろうて、出来上がったらお礼に行くような私はそのほうがいと、こういうような答弁でありました。こういうような答弁が2回ほどあってありますが、今となってはあの舗装はほぼ完了しています。これは岡崎課長が何回も何回も頼んでくれたたまものやというふうに思っております。まだちょっと4分の1ぐらいが残っておりますけれども、あれもいずれやってくれるかも知れませんが、町長の

ほうから積極的に動いていただきたいと、こういうふうに思うところではありますが、町長のやる気というか、やらん気というか、そこらあたりの決意のほどをちょっと示してもらいたいと思います。本当に三野とか高齢化が進んで大変です。去年もあそこの高齢者から家に水が入りだしたと。これは民生委員を通じて2回ほど電話がかかってきまして行ってみましたら、庭木の下に土のうが20ほどおいてありました。私は土砂降りの日でしたが、かっぱを着いて行ってそれを並べてもまだ、越流するので、産業建設課に行って不足する土のうをもらって積んで、それでもいかなのでホームセンターからビニールを買いきて、前に貼って、何とかそんな対策をしたことではありますが。本当に高齢者が多くなっておりますので、あれを30センチも以上も越流したら、高齢者は絶対逃げれないと思います。ひとつよろしくお願いします。町長にも意のあるところを示してもらいたい。なければならないで結構です。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私はトップとして結構行動力、実行力があるほうだというふうに思っております。トップとして動かなければいけないところには、必ず動くようにしています。それはできるだけ身軽に、しっかりと対処していくということで、外に出る機会トップとして動く時間も結構多いほうではないかというふうに思っております。

ただ申し訳ないですが、全てにわたって細かい部分も含めて私が全部を把握仕切れていない事情があります。例えば河川の改修、道路の改修につきまして、災害対応につきましても、産業建設課の課長からこれはどうしても緊急でやらなければいけない、これは急いでいるんだという話があって、これを自分たち町として実行執行できるものについては手を打って対策をします。また県に要望しなければいけないことは県のほうにも要望にも行きます。

ただ私からこのことを要望に行こう、あのことも要望に行こうと、あの道路のことは要望に行かないかんじゃないかということが仕事のこと細かに把握できていないがために、私から主体的にこのことに関して要望に行こうということはなかなか言えません。ですから産業建設課長のほうで優先順位をつけて、これは緊急だ、これは何とかしてもらわないかんというものに関してはしっかり上げてもらっているというふうに思っておりますので、ぜひ西森議員のほうでも

これは急いでやらなければいけないんだというものがあれば、私に直接おっしゃっていただいてもいいです。田村課長のほうにお話をいただいてもいいですので、ぜひまた今後ともよろしく願います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長の今のお言葉によりますと、実行力、行動力これはあるほうだというふうに自負しているということですが、実行力のある効果のある動き方をしていただきたいと思います。町長はかねてから町民の命と財産を守るのは町長の責任という答弁を過去何度かしていただいておりますので、少しでも早くこのしゅんせつが完了しまして、町民の不安が払拭されるよう望むところでありますので、今言われたような行動力があるほうじゃと、誰にも負けんよということをぜひ何べんも言っていただきたいと思います。大野県議に言うても大野県議は一緒に行ってくれますので。月3回ぐらいは行っていただきたいと思います。

ところで次に先ほど言いましたように、この台風19号による災害というものは、大変なことでありましたが、この被災地の件につきましては今も言ったような状況であります。佐川町も昭和50年の台風5号の時には、激甚災害の指定を受け、そしてまた全国津々浦々からたくさんの義援金や支援物資をいただきまして、そのお陰でスムーズな復旧復興が成し遂げられたと、こういうふうに思っているわけであります。今回の東北の災害と言いますか、こういったものであります。この災害に対して被災市町村に義援金あるいは支援物資を送ったのか。また送ったとしたらいかほど送ったのか。構わなかったら市町村名、こういったものを教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今回の災害の件につきまして佐川町のほうから義援金であるとか物資であるのは送ったことはありません。ただ先般の県からの要請がありましたけれども、福島県の元宮町のところに職員を1名派遣したというだけでありまして、義援金であるとか支援物資のほうは送っていません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

総務課長のほうから義援金は送っていないと、県から要請があったので職員は派遣したよと、これは東日本大震災の時も陸前高田の

ほうに保健師2名を送ったわけでありますが、これは同じように県から言うてきたから送ったわけでありまして、今私が言うような趣旨のものではないわけでありまして、で、送っていないということでもあります、ここにこれは佐川町地域防災計画がありますが、これは一番最初にできたのは18年3月で私が就任したときにはもうすでに印刷も仕上がっていたという状況であったので、ぱらぱらと見たときにはもう既に明らかな間違い、数字に疑義が残るこういうところが随分あったわけで、次に改正するときには直すようにといったにもかかわらずそのあと平成26年の3月にも改正をされておまして、2回目の改正ですか、改正されているわけですがけれども数字的なものは直されていません。

この佐川町地域防災計画を見てみますと、これに被災したとき、佐川町が被災したとき、このときには全国から送ってもらった義援金こういったものにつきましては町の指定金融機関にプールをしておいて、あとで適切に配分するよと、こう書いてありますし、その手順につきましても263ページに書いてあります。今回、全然送ってもいい、ということではありますが、これは豪雨災害だけでなくって土砂災害あるいは地震災害のときも同じではありますが、よその災害のときには知らぬ存じぬ。もらうときにはもらいたいけど、出すのはいやとこういうことでは50年災害のときにもたくさんの義援金をいただいている佐川町民にしては大変恥ずかしい。というように思うわけですが、佐川町の最高責任者である町長はいかにお考えか、これは総務課長が送っていないといいましたけれども、総務課長が送りましょうということじゃなくってまあ友好的な市町村とか地域とかあるいはこんなところがあれば義援金を送って、助け合い、今後の絆を深めていったらいいんじゃないかと。あそこの青山文庫との交流がある大洗町かなんか災害があったかどうか知りませんが、そんな地域もありますので。町長がすぐに100万ばあ義援金を送れという、こういうことで指示しない限り職員はそこまで動きません。町長のお考えをお伺いするところであります。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。普段からいろいろな交流がある自治体が被災された場合には、義援金等も含めて対応していくという考えはあります。ただ、普段から交流がない、どこの自治体にいくら送ったらいいかわかりづらいという今回も高知県の町村会として、

都道府県の町村会に対して義援金を送っております。今、そういう対応をしておりますので、特に今回個別で義援金を出すという必要がないと私のほうで判断をして総務課長に指示をしております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

総務課長の答弁した真相はよくわかったわけでありますが、これは町長が出す必要がないと言えば総務課長は一も二もないわけでありますので、どういうことですかね。義援金というのは前のときには佐川のときにはあちこちいっぱいいただいたようでありますが、日赤とかそういったところも募金する方法もあると思いますが、これはまた私がある先進地といいますか、被災地からの教訓とかノウハウとかいろいろ習う中で、そのああいうところへ送ったらいいとか、どこへいくかわからないので特定の情報はいろいろあります。佐川町と似たような例えば類似団体的なところもあります。そういったところに送れば、明確なつながりもできる、相互応援協定もできるということの方が大事だよということを被災地の町村長から聞いておりますので、参考にしてこれはやっていただきたいと思います。そうしないと佐川町民としては恥ずかしい思い、ということになります。その点は今後よろしくお願いします。

次に南海地震対策であります。最近では南海トラフ地震というようではありますが、トラフというのは静岡から宮崎沖の海底にある水深4千メートル級の深い帯状の溝のことです。この南海トラフ地震は高知大学名誉教授をされている岡村眞先生の話によりますと、歴史が証明し、必ずやってくる巨大地震ということになります。記録が残るだけでも西暦684年の白鳳地震以来、4回の地震は大体200年から250年で起きております。そして1707年の宝永地震から、昭和の南海地震までの3回はその間隔がぐっと短くなっておりまして100年から150年ぐらいの間隔で起こっております。もういつ来てもおかしくない、明日来てもおかしくない、確率は80パーセントといわれているところでもあります。

このいわゆる地震3兄弟と言いますか、東海、東南海、南海の地層が連動して動けば、静岡から宮崎県までは太平洋側は壊滅的な被害が出ると思います。佐川町は津波が心配ない。山津波の心配は大変あるわけでありますが、町長はこの地震に対してどの程度

の被害を想定されているのか。地震の規模、震度、死者数、負傷者数、倒壊家屋など、町長が認識しておられる範囲で結構ですのでご答弁をお願いします。なぜならば、これはことが起こったとき、災害対策本部長は町長でありますのでお尋ねするところであります。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町として独自に被害想定を出しているというものはございません。県のほうから南海トラフ地震が起きたときに、佐川町では震度6強の揺れが一番大きい想定だろうという想定が出ております。その想定のもとにいろいろな数値のほうは県から提示をされております。詳細につきましては総務課長のほうから説明をさせます。以上です。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。佐川町のほうでは計画の中で被害の想定をしております、クラスといたしましてL1 L2という地震の規模を想定しております。L1というのが発生頻度の高い一定程度の地震であるとか津波であるとか。そしてL2のほうが最大クラスの地震津波であるということを設定しております。被害の想定でありますけれども、発生時間が深夜ということで、L1 L2とありまして、L2、地震の規模が大きいほうでありますけれども、L2のほうで建物の倒壊が90、これは死傷者数の想定でありますけれども、建物倒壊による死者数を90人、そして同じL2のほうで建物倒壊による負傷者数を760人、そして避難者数が1,200人とL1 L2に応じて被害の想定のほうをしております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

避難者数までのご答弁があったわけでありまして、もっとわかりやすく震度は県からの数値によると佐川のへんはこれはおそらく概ねということであろうと思いますけれども、震度6強、死者数は90と言いましたかね、負傷者が760でしたかね。90というのはこれは間違いない数字でしたかね。こんなに多いですかね。確か、私の時には死者が14人くらいであったのではないかと思います。そして私が今聞きたいのは、震度6強だったらどれぐらいの倒壊家屋が出るかと思っておりますけれども、佐川高校の出前地震学講座のときに去年一昨年か行って岡村眞先生の話聞きまして、最後に質問が許されたので、私が質問をしたら、佐川町で一番揺れるのはどこよと聞きまして、かわせみのあたり、こういうことを聞き

ました。7 ぐらいになるかもわからん。震度 6 強 7 ぐらいといったらまあ、古い木造の家屋はほとんど、建っておらないという状況になると思います。けどそれは大分最近は耐震化で解消されているので死者は減っているのではないかと思います。90 っていう数字は県が発表したらしいですけども。こんな数字は県が持ってなかったと思いますけれども。ちょっと確認をしたいと思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

先ほどのご質問の件につきましては確認して後でご報告をさせていただきます。

3 番（西森勝仁君）

総務課長がこの死者数については確認をして報告をしてくれるということですので、その点につきましては了解をいたします。

ところで地震大国といわれている日本、ちょっと記憶をたどってみただけでも平成 7 年 1 月 17 日の阪神淡路地震、鳥取県西部地震、新潟県中越地震、東日本大震災、そして 28 年 4 月 14 日の熊本地震とこれに小さいものを入れますと本当に枚挙にいとまがないくらいいつつも日本列島どっかが揺れゆうというような感じではありますが、熊本ではこの地震からようやく立ち直ろうとした矢先に、今度はすぐにゲリラ豪雨による大水害に見舞われました。本当にお気の毒なことで仕方ないわけですが、この熊本地方、あのあたりは私も議会で去年視察をさせてもろうて本当にこの広いこんな所が庁舎まで浸かるとは信じられないような状況でありました。町長はこうした被災地からの教訓や、復旧復興などについてのノウハウ、こういったものをどういうふうに蓄積され、そしていざという時にはこうした経験をしているかしていないかは知りませんが、ノウハウを蓄積して佐川町民のためにどう活用しようとかこういった準備の状況ができているのか、お伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。地震に関しましては佐川町は幸いといえますか津波の心配がございません。また熊本の地震と違いましてトラフ型、海溝型の地震でありますので、直下型の地震ではありませんので、熊本のような被害が出るということも想定はしておりません。その中で住民の皆さんにはこの6年間、各お宅、住宅の耐震診断をしてください。積極的に耐震診断をしていただいたうえで、耐震性がない場合は、耐震補強工事をお願いしますということはずっと言い続けてきました。また佐川町独自の取り組みとしまして防災まちづくりサロン、いうものを開催をしてきました。これは豪雨災害のとき、南海トラフ地震のときそれぞれのときにおいて、各家庭でどのような行動をとってほしいとかいうことをみんなで考える場としてのサロンを丁寧に開催してきました。その場で仮に一つの自治体、自治会50人の自治会であってもその自治会に対して避難勧告が出たとしても避難をしなければいけない家と避難をしなくてもいい家があるんですね、ということをお互いに確認をする。そういうことも取り組んできました。この取り組みにつきましては国交省のほうでも、すごく先進的な取り組みであって各自治体にも広げていきたいということで、いろいろな紙面でも発表させていただいている取り組みであります。

あと防災訓練につきましてこれまで佐川町役場では、ブラインド型の防災訓練をやったことがありませんでしたが、私が町長になってからブラインド型の防災訓練、災害対策本部の訓練もかなり、真剣に密度濃く緊張感を持ってやってきました。これは3年間やってきましたが、県の方々も見に来ておりました。関係者も見に来ておりましたが、かなり、精度の高いといえますか、本番を想定した訓練ができていますねということで、評価もいただいております。これまで考えられる中で、できる取り組みはしてきましたが、やはり地震に対しては事前の備えをするということが最大大切となってくるのでこれは引き続き住民の皆さんにも投げかけをして一緒になって事前対策を行っていきましょうと。自分の命は自分で守ると、お互いさまで助けあうということと一緒に取り組んでいきたいと思いますということを引き続き継続していきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長の答弁によりますと、先進的な訓練をやっていると、いうことでありますので、このことについてはもう少しあとでお伺いしたいと思います。

次に、ボランティアの確保対策であります。このことについては何回も私は質問をしておりますし、また提案もしているところがありますが、どうも今いちすっきりしないということでもあります。このボランティア確保対策につきましては、南部町の坂本町長が言うようにボランティアの確保は本当に大変でありますよと。これは早いもの勝ちであります、ということは何回も言われております。しかし町長は今のようには頭をかぶりをふって、うんにゃ、そんなことはないというふうに自信をお持ちかも知れませんが、本当に大変なことでもあります。今、ボランティアが来てくれなかったら、高齢化が進んでいる佐川町にあって、例えば家財道具を運んだり、泥をかき出したり、またあのぼったり濡れた畳というのはそれは本当に2人でも大変なぐらい重いです。1枚2枚ならえいですがけれども、あれを朝から晩まで出さないかんとすると職員らあは一発ちゃがまります。こうした経験を多くの職員は持っております。

しかし、このボランティアの作業がなければ、生活の復旧復興は絶対ありません。昭和50年災害のときも多くのボランティアがはせ参じて来てくれました。そのお陰でスムーズな復興ができたというふうに私は思っております。そして高北病院の院長宅が当時は空いておったと思いますが、あそこにでも泊り込んでやってもらったんじゃないかというふうに私は記憶をしております。このボランティアでありますけれども、11月12日の高知新聞によると全国社会福祉協議会の話、ここがまとめたようであります。台風19号による被災地で活動したボランティアは13万3,517人、これは被災地が広いことがありまして、ボランティアの確保が非常に難しく被災者のニーズにとっても耐え切れないこういうことでもあります。今、言いましたようにボランティアが来てくれざったら本当に大変であります。あの泥に浸かった部屋を洗うにしても、あれがぱりぱりに乾いてしまったら、また水をかけて洗い流さないかんと。そうなれば2度手間というか、あの柱とかそういったところからパウダーのような粉のようなものが噴き出して来まして、それは本当に筆舌に表せるようなものではない。これが現実の被災現場です。

私はこういうお話をあちこちから聞いておりましたので、今年の

12月議会でもボランティアの確保対策について質問をしていたものですが、このときの町長答弁では宿泊先も自分で確保してから来てもらいたい。今や、ボランティアにとって2、3日のボランティアに出かけるには当然自分で宿泊先も決めて出かけるのが当たり前、自己完結型が今や常識、こういうふうに答弁をしておられるわけですが、昨年の山口県の藤本理稀ちゃんが行方不明になったときの捜索活動で赤いはちまきをしまして理稀ちゃんの第一発見者になったわけではありますが、横畠春夫さん、こうしたセミプロのようなボランティアはめったにいないと思います。またその反面、岡山の豪雨災害でボランティアとしてその惨状を見かねて、はせ参じた大豊町の議員が夜、宿泊場所を求めたということで世間のバッシングを浴びて辞職をしましたが、私はこの人の心情は十分理解できます。自然災害はこれは防ぎきれるものではありません。しかし、今も言いましたように、ボランティアがいなければ町民生活の復旧は成り立たない、遠のくばかりであります。町長は、自己完結型で来てくれ、とか悠長なことを言うておりますが、ボランティア対策は十分と考えているのか、ボランティアが確保できると思っているのか。またボランティアが集まらなかった、確保できなかった場合、町民生活の復旧、復興へのでこ入れはどのように考えているのか、ご答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、鳥取県南部町の前町長がボランティアの獲得は早いもの勝ちや、と本当に言うたかどうか私は坂本町長とも交流がありましたけれども、そういうことを言う人ではないんじゃないか、というふうに感じております。もし本当に言われていたのであれば、私にはわからないところでありますが、そういうことをいう方ではないかなというふうに思います。

南海トラフ地震が起きたときのことを想定しまして、ボランティアの確保は早いもの勝ちや、ということは私はとても言えません。そんなことは本当に言えません。ボランティアはみんな必要になるんです。ボランティアに来ていただける方、ボランティアに参加していただける方がいて本当にありがたいです。ただ南海トラフ地震のことを考えると海沿いの市町村は、佐川町よりもはるかに被災状況、被害状況が大きくて、多くのボランティアの方を必要とする自治体がたくさんあるんじゃないかというふうに思います。私はボラ

ンティアの確保対策、獲得対策はするべきではないと。ただボランティアの方々が来てくれたときにボランティアの方々の対応をするための拠点として今、ボランティアの運営の訓練もしています。ただボランティアの方々が来ていただいたときに支障なく、問題なくボランティア活動をしていただくためにサポートをするための体制づくりであつたり訓練は必要だというふうに考えますが、ボランティア獲得のために何かをするということは、私は自治体として考えるべきでないというふうに思います。宿泊所につきましても、豪雨災害であれ南海トラフ地震の災害であれ、優先すべきは、町民であり、被災された方々の家族がもし宿泊所もない状態で遠方からかけつけたときに、そういう方を優先して対応をどう考えるかということが、自治体にとって優先して考えるべき内容ではないかというふうに思っています。あくまでも想定になります。その想定の中で臨機応変ししっかり対応していくということが大切だと考えております。状況判断してその場で決断して臨機応変に対応していく、そのことが町長としてリーダーに求められているというふうに考えています。ご理解いただきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長はボランティアの確保対策は何にもしないと、ボランティアが来てくれたときにボランティアが活動しやすいような、手だてはするけれどもその他はせんよということですが、ボランティアが来なければ本当にどうにもならん、このあたりの認識は町長とは全然違うわけでありますが、そして坂本町長の教訓というかノウハウを伝えてくれたことがあります、これはちょっと後で時間があつたら言います。そのように現に対応しております。これにもどっさり載っています。

私はボランティアが来てくれなかった、だから復旧復興は進まんというて町民に説明して町民が納得してくれるかどうか。来てくれたボランティアはそれは活動しやすい手順をするけれども、その他はしない、こういうような今の答弁やったと思いますけれども、私はボランティアに行ったこともあります。特に災害ボランティアは本当に大変であります、平成7年1月17日に起こった阪神淡路この大震災のときも当時友好を深めていた西宮市から、今水が足りない、水を持ってきてくれんろうかという話がありました。当然、佐川町には給水車がありませんので、大型の千リットル以上入る大型

のポリタンクへいくつか積んで行きました。今の議長も行っていただいたように記憶をしておりますが、朝がた3時頃向こうに着きまして、1月18日、19日頃だったと思いますが、真冬の寒い時間帯に着きました。しかし暖房をかけるわけにはいかん。エンジンをかけたらやかましいのでエンジンを切ったままで座ったままで眠る。しかし眠れるようなものじゃない。うとうととしたら寒さですぐに目が覚める。そして夜があけて給水作業をして帰ってきたわけでありすけれども、夜眠れんということは大変な心労です。

私はこういった経験があるわけでありましたが、町長と、そして副町長、災害ボランティアに従事したことがあるかないか。そして従事したことがあるのでしたら、その中から教訓とか、ノウハウはどう蓄積したのかお伺いします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。災害ボランティアという形ではありませんが、東日本大震災のときに被災された仲間がいましたので、支援物資を届けたということはあります。ボランティアセンターに御世話になって災害ボランティアをしたということはありません。以上です。

副町長（中澤一眞君）

お答えいたします。いわゆるボランティアということで参加したことはございません。私はずっと公務員をやっておりましたので、98災害のときにあのときは県庁職員が全員が公務としてですけれども、休日返上で先ほども西森議員からお話がありました重たい畳、ごみだし、ごみの処分、そういったことに3日間ほどでしたでしょうか、従事したことはあります。以上です。

3番（西森勝仁君）

今、町長がボランティア活動に従事したよということですが、これはまあ悪い言葉で言えば被災現場を見に行っただよという程度のボランティアではないかと思います。そんな生易しいものではないがです。物資の配分をしたり、届けたりする、こういった方も当然必要だと思いますが、もっとハードなボランティアが必要なわけがあります。ですから今も言いましたように、昼間はあそこへ行ってくれ、ここへ行ってくれときちっと指示を出します。そこで今言ったように濡れた畳とか、泥をかき出したら、夜はもうくたくたです。せめて手足を伸ばして休めるくらいの宿泊所、簡易なもので、とに

かく寝泊りできる場所、雨露をしのげる場所、こういったものを構えてやらんと、それはボランティアは1日でダウンしてしまいます。そしてまた私が今、ボランティアの早いもの勝ち獲得ということを町長はしないと言いましたけれども、私が今言うように寝泊りするところは100人ぐらいは寝泊りできますよと。いろいろかいり言わいでもボランティアのほうが、3日間ぐらい休暇をとっているんで、休暇でできるやったら、向こうから来てくれる。こっちからあなたも来てくれというのはそれはできるはずはないです。

こういった条件整備をすることは私は他の被災地に比べてアドバンテージの1つでも2つでもとれるんじゃないかと思います。そして佐川に泊まってくれるのはそのボランティアが手が空いていたなら海岸ぶちのほうに行ってもらう、こういったことが可能でもあります。このあたりの認識は町長かわらないものか、それでこの寝泊りするところ、これもボランティアの確保対策の中でこれは私が考えたことでありますが、町内にもその寝泊りするところがあるにはありますが、この公民館となると住民の緊急避難場所になりますので、これはできないわけでありまして。しかし町内をくまなくまわって見ますと結構広い民間の建物もいくつかあります。私はこういったところをめどをつけて、行ったわけでありまして、この交渉は初めてはいません。町長にも頼んでいます、商工会の横に老人憩いの家があります。あそこには30人ほど寝泊りできます。30畳ぐらいはあると思います。ここを、あそこは雨漏りがしてブルーシートをかぶせてありますけれども、雨漏りがせん程度に直しておけば必ず役に立つ、そういうふうに思っております。いざというときには備えをしてもらいたいと思うところですが、いかななものかお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町として災害の種類、災害の状況、被災の状況に応じてボランティアの方々、佐川町として何名程度ボランティアの方々何名程度ボランティアの方が必要です、ということは当然発信します。ただ事前にボランティアの方々の寝泊り用の施設を確保するということは考えておりません。

最後に、西森議員が商工会横の青年団の跡地ということをおっしゃいましたが、西森議員のほうから健康マージャンをやりたいということで雨漏りを直していただけないかということで、今老人クラブか

ら要望をいただいております。そのことに関してはしっかり検討したうえで会長のほうに回答をさせていただくということにしていますのでご了承いただきたいと思います。

3 番（西森勝仁君）

その点につきましては了解しました。そしてもう 1 つですね、町民が最近疑問に思っていることがあります。これは地震の緊急放送と題したりハーサルをしているわけではありますが。あの放送は大きな擬似音のようなものがぼんぼんと鳴り、そして「大地震です。大地震です」とそして 2、3 秒たって「ただいまのはこれは訓練です」と。このようなものですが、町民は慣れっこになっています。もしこれが本当の地震の放送、緊急放送だったら初動体制が遅れます。本番のときにはどうするか知りませんが、2、3 秒経ってこれは訓練ではありませんと、そんなようなものはないと思いますが。3 秒もあれば家の中から飛び出せる、家の中に閉じ込められたり、あるいは下敷きになることはない。命は助かるとこういうふうに思うところであります。要は今の放送は狼少年育成放送、こんなような感じさえするわけではありますが、これを是正する改善と言いますか。そういったお気持ちはないのかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。たぶん、毎月第 4 水曜日に流れている放送ではなかろうかと思えますけれども。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午前 11 時 41 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。そのような放送は何個かありましてまず 1 つ目は毎月第 4 水曜日であったと思いますが、Jアラート全国瞬時警報システムというのがあるんですけれども、それについて正常に稼動するかどうかというテストを毎月 1 回行っておりますので、これについては毎月 1 回行うということで引き続き行ってい

きます。

あと防災訓練の際に、今回でしたら11月3日でしたけれども、その際に今言いましたような災害の音でありますとか、そういうがを流した行政無線の放送は行いました。これについても防災訓練の一環として毎年1回行っておりますので、これについても引き続きやらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

総務課長から今、答弁をいただきましたが、私の質問に対しての答弁ではそれはない。私が聞いているのは、あの擬似音がぼんぼんぼんと鳴って「大地震です。大地震です」2、3秒たって訓練ですと。これを最初に訓練ですということを言ってもらいたい。こういうことですので。そのように直してもらわんと、訓練だと思ったら本番やったということにもなりかねない。そのことです。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。その内容を確認しまして、そのようなことであったら対応するように考えていきたいと思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

了解しました。内容を確認しましてよろしく対応をお願いします。

次に9月議会で、私の質問に対する町長答弁に対して、町民からも疑問の声があがっておりますので、確認をさせていただきたいと思います。10月はじめ頃だったと思いますが、「西森さんよ、この間のあんたの質問の時に、町長が言いよった課長あれはどうも渡辺公平さんのことじゃないろうかと思うけど、そんなに問題があったかよ」と。「あの人は昔から産建においてわしらたいて世話になったもんじゃが、あの人は今、高北病院の事務長をしゅうろう」と。「この間、テレビでもやりよったが、何やら高北病院も問題があるげなことを言いよったが」と不安そうに、尋ねてきたわけです。あんたが副町長のときにもそういうもんじゃったかよと。こういうような、かいつまんで言えば問い合わせでありました。この町民の話というのは先の9月議会で私が職員の指導体制あるいは起案問題に対して質問をしたときに町長の答弁は町長が言うには「私が町長になってからは最初の半年間はかなり細かく書類を見ました。今は高北病院の副管理者であります、当時の課長の書類はかなり添削して返したなあ」という懐かしい思いもありますが、こうしてやれ

ることは一生懸命やっている。レベルは確実に上がっている」こういう答弁であります。この課長というのは誰が聞いてもまぎれもなく渡辺公平さんのことであります。私もこのときにちょっと聞いてみようかと思いましたが、公平さんにとって名誉なことではないし、そういったことがあるはずはないと思ってこの9月議会のときには何にも言いませんでした。しかし町民には高北病院が悪げに言われゆが、心配やということであります。

そこで当時の産業建設課長渡辺公平さんにお尋ねをするところですが、当時課長が起案することはめったにあるわけではないと思いますが、それほど多くの添削があつて返ってきた起案文これはどんなものか。また町長の言うようにそんなに多くの添削があつたのか併せてお尋ねいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。西森議員から突然ご指名をいただきました。ありがとうございますと言いませんが答弁させていただきます。私は平成20年度から27年度まで8年間産業建設課長をやらせていただきました。その最後の2年間半が堀見町長のもとで仕えました。非常に幅広い分野でございまして、業務内容が多岐にわたります。私自身が起案はすることはございません。課長ですのでございませんが、それぞれ職員が起案をいたします。この現在もそうでしょうが、当時の職員も大変優秀な職員ばかりで私が8年も課長をやれたのは、この職員のお陰だと思ふちやります。私も起案したことはない、それぞれの担当職員も優秀な職員ばかりと。

ただ町長がなられたときに我々も起案の内容についてはある面いいましたら行政用語とか、行政の書き方、ある面、私自身これは当然じゃなということで用語を使うたり、それから書き方なんかもあったと思います。町長のほうは民間のほうで長年プロやられておまして、民間サイドから見た場合にはこれはおかしいんじゃないかと、この書き方は。この表現ではちょっと、わかりづらいんじゃないとか、これでいったら、とてもじゃないが不足するものがあるんじゃないかと。また別の者に見られた場合、第三者に見られた場合にはこれは、十分とは言えないんじゃないかという話は随分いただきました。お話いただいて指摘もいただき、またそこで「私はこのように思います」とか、いうて町長のほうも「いや、こうじゃないかね」とかいろいろ話もいただきながら起案文も分かり易いよう

に修正したことも多々あったんじゃないかと思います。それを私は課内では最終決裁権者ですので、手前における課長補佐とか係長あるいは担当者の者に課内では、キックバック周知徹底して改善に努めていった。こういった指摘をいただいたのははっきり言いまして初めてでございます、こういった角度で見る主張も当然あるなということもご指摘いただきまして大変勉強にさせていただいたように思います。

これ以上しゃべったら長くなりますので、この辺で終わらせていただきますが、私は非難されるどころか指摘いただいて勉強になったと思うし、当時の課員も素晴らしく伸びて現在はここの課長席に座っておる田村正和君が当時の係長か課長補佐であったと思います。こういったふうなことです。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

渡辺課長の答弁としてはそれは、いい答弁じゃったかなと思いますが、本人自身は起案したことはないよと。文書自体も民間と行政用語とは違うのでそういったギャップの中からの指摘は受けたと、勉強になったよと。かいつまんで言えばこういうことじゃと思います。私が、認識している渡辺公平さんというのは、昭和 60 年 61 年にかけて、国の人事交流で当時の花形部署であります農林水産省構造改善局就業改善課に配属された経験を持ついわゆる本省仕込の職員であります。その物怖じしない性格や、歯に衣着せぬキャラクター、これからして高知県東京事務所や霞ヶ関界限では渡辺おうへいさんという異名も取り親しまれた名物課長ではあります。

片や堀見町長といえ、その当時は就任して間もないということでありましてイベントのときの挨拶、この度にはいつも町長は就任してまだ 2 カ月 3 カ月こういった挨拶をしていた頃であります。高知新聞にも 2 回ほど掲載されていたように総務課長の横あたりに、机を構えまして、高知新聞にもまるで課長補佐のようにも見えるこういうふうに乗っていた頃でもあります。私が、随分添削したよというよりは、町長が言うやったら「私は行政の素人やったので、当時は公平さんに行政のいろはを習ったよ」というようであれば、もっと理解はできる。こういうふう思うところではありますが、公平さんもそんなことはない、明確に否定をしなかった、この質問はこれでおきますが。妙に誠意のない答弁じゃったよというように思います。町長が言うように謙虚に、誠意を持って答弁をしても

raitai. 町長がいくら、行き当たりばったりの口から出まかせ答弁が得意じゃいうても度が過ぎないようにお願いしたいと思います。

次に渡辺課長も答弁の中で言いましたけれども、いろいろ民間と行政との違いとか、教えてもろうて参考になったと言いましたが職員は執行機関の手足となりまして、町民の幸せのために働いてもらわないけませんので、信頼関係が損なわれることがないように、しっかりやっていただきたいと思います。前も言いましたが、この堀見丸の船長は堀見町長です。職員は乗組員でクルーとの信頼関係が失われたらこの堀見丸は沈没です。沈没して困るのは住民です。決して泥船にならんように、しっかりとやっていただきたいと思いますので、町長感じることがあったらお答え願います。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。最後に職員との信頼関係があつてこそとおっしゃっていただきました。まさしくその通り。私は渡辺公平さんとは強い信頼関係ができていうふうに思っています。本当に色々な仕事を一緒に一生懸命やりました。仲も良いです。そういう信頼関係が渡辺公平さんとあるからこそ、この議場の場で前回ああいう発言をさせていただきました。もし公平さんがお前ちょっと言いすぎじゃないかという思いがあれば、ぜひ言っていただいて深く謝りたいと思いますし、ただ本当に信頼関係を強く持って、一緒に住民のために一生懸命仕事をしてきたという自負がありますので、ああいう答弁になりました。今後も職員のみんなどとは信頼関係をしっかり構築できるように仕事に邁進していきたいと思います。ご指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

3 番（西森勝仁君）

わかりました。今の答弁に違わぬようしっかりとお願いをいたします。

次に、民生委員の活動支援策についてお尋ねをするところであります。民生委員さんというのは今の時代、またこれから先の超高齢化社会を迎え地味ではありますが、あまり目立ちません。が、大変重要な仕事であります。町長の行政報告にもありましたが、この民生委員さんの任期が11月末で満了しまして、新たな民生委員さんの任期が12月からスタートしたと、こういうことであります。この任期満了に伴いまして今年の5月7日付けで、各自治会長宛に自治会から推薦をしてもらいたいよと。こういう依頼文書が届いてお

りましたが、各自治会からの推薦は問題なく整ったのかお尋ねをいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

西森議員のご質問にお答えします。11月30日で任期満了となる前に先ほどおっしゃられたとおり5月7日に、健康福祉課のほうから各自治会のほうに次の民生委員さんの推薦ということでお願いをして51名の方全員の推薦があがってきて、12月3日に委嘱状の伝達式が終わっております。以上です。

3番（西森勝仁君）

順調に委嘱できたということですので非常に良かったと思います。今や佐川町におきましても急激な高齢化社会が進みまして独居老人も日増しに増えているので民生委員さんの仕事は日々大変だと思います。自治会長というのは自分のところの自治会のところで、加入している方のことをやっていればいいわけですが、民生委員さんというのは担当地区全員が、対象でありまして、自治会に入っている人は一斉清掃とか、あるいは総会で顔を合わせますが、自治会に入っていない人は顔を見たこともない、名前も知らないこれが現実であります。

しかしそういった人たちが高齢となり、歩くこともままならんようになって、またごみだしさえもできんようになって急に頼りだすのが民生委員であります。そんな民生委員は安否確認のために家を訪問したり、また頼まればこれはまた民生委員を通じて、民生委員が言うてくる、役場から紹介もするので民生委員のところに行き着くと思いますので、ごみ出しの手伝いをしたり、また電話をかけたりして安否確認をします。しかし電話に出てくれるうちはまだ安心ですけれども、電話がつながらなくなり、心配になって家に行くと鍵は開いているので、返事もせんけんど不信に思い、中に入ってみるとひっそりとお亡くなりになっていた。そして慌てて警察に連絡することになりますけれども、そうすると第一発見者ということになります。これは本当に大変です。ここから先はもうお話をしませんが、大変な心労を伴いますが、町長はこういった現実を認識しておられるのかお伺いをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。民生委員の会に先日も総会に出させていただき、いつも大変な中お疲れ様ですと、民生委員の皆さんの

活動には本当に大変だなあと、ありがたいなあと認識しています。
以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長も大変という認識は持っておられるようですが、こうした大変な任務をこなしている民生委員さんであります。民生委員の身分あるいは職務内容、職務活動はどうなっているのか。また民生委員として禁止されていることがあれば、具体的に教えてください。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。民生委員の身分というところですが、民生委員の身分とにつきましては、高知県知事から地方社会福祉審議会の意見を聞いて労働大臣のほうに推薦して厚生労働大臣のほうに委嘱をしております。身分的には厚生労働大臣のほうに委嘱をしております。

それと禁止事項ということですが、民生委員の禁止事項としましては要援護者の私生活に入り、身上の問題に介入することが多く、要援護者の生活上、精神上、身体上の秘密に触れることが多いため、守秘義務が課せられています。また職務上の地位を政治的に利用することは禁止されています。以上です。

3 番（西森勝仁君）

厚生労働大臣が委嘱し、非常勤の国家公務員ということになるのかよくわかりませんが、そのあたりもお答えをしていただきたいと思います。私生活に介入することは禁止と。またこのほかにもたくさん禁止事項があつて通知も出していると思います。お構いなければ、そのあたりも答弁お願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。身分についてちょっと私、国家公務員になるかということはもう一度確認してからお答えをさせていただきたいと思います。

3 番（西森勝仁君）

確認して報告してくれるということでありますので、そのついでに禁止事項、もっとたくさんあります。政治活動の禁止こういったこともあります。これは町長に聞いてみろうと思っておりましたが、担当課長から答弁がなかったので今回はこれ以上は聞きません。時間もほとんどありませんが、民生委員さんでありますけれども、社会福祉の精神で活動していただいているのはほとんどであります。

が、現に私の友人も何人かおまして、今回の改選でかわってもらおうと思っていたけどだれっちゃあやってくれん。もう一回やってくれというて引き受けたけれども、やっぱりようせん。あるいは別の人はこれが最後と言うちゃある、こういっております。

民生委員さんも高齢化が進んでおります。こうした民生委員さんの活動は銭、金の問題でないとしても、せめて身銭を切らなくても民生委員としての活動ができるに足りるぐらいの金額を出してやれないのか。そうしないと次の改選には本当になり手がいなくなるところであります。これはボランティアはいなくなつてそうかまんよということでありますけれども、民生委員がいなくなったら本当に真っ暗闇に近くなってきます。町長がいう、バラ色の幸せの町づくりじゃなくて灰色の町づくりにだんだん近づいていきますので、町長の見解をお尋ねします。

町長（堀見和道君）

何についての見解かもう一度お願いします。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 0 時 3 分

再開 午後 0 時 4 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

今、5 千円とか活動手当てを出していると思いますが、社協からも 5 千円ぐらい出ていると思いますが、これでは不十分だと思いますのでもう少し、民生委員として活動するに足りる金額というものを出しちゃらんとやり手もいなくなると。この改善について町長の見解をお伺いするところであります。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あくまでも民生児童委員さんの活動につきましては無給ということになっています。報酬という形で出すということとはできないというふうに私は認識しております。

ただ活動費として一定のお金を出させていただいております。これまで担当課から活動費が足りないという話は聞いておりませんが、

協議会のほうで例えば活動を一生懸命やった結果、どうしても足りてないという話がありましたら当然、話をお聞きして前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

一般質問の残り時間が少なくなっています。質問のまとめに入っていただきたいと思います。

3 番（西森勝仁君）

今の答弁のようにしっかりと改善するところは改善してもらいたいと思います。協議会から通知があったらそのようにしてもらいたいと思います。

時間が1分ということでございますので、1つ2つお尋ねします。1つ目は前から言っていますように、広報の配送体制の見直しでございます。今は2人1組で管理職も行っていますが課長の時給が平均2,700円、補佐が2,400円、係長が2,300円、こんな状況で2人1組で行っている。これは事務職のする仕事ではない。1組で行けば1組5千円ぐらい、そして1日6時間かかる。そしたら1組3万ぐらいになります。これは事務職のする仕事ではないので、これはシルバーとか民間に委託してもらいたい。事務職は事務職の仕事をしてもらいたい。今度一般会計の補正予算にも250万円もの補正が超過勤務で出ていますが、私はこんなような状況ではこれは認めることはいかないと思います。

2つ目は防犯カメラの設置ですがこれは進捗状況と、来年はどのようになるのか来年中に完備してもらいたいと思いますが。以上2点。

チーム佐川推進課長（岡崎省二君）

私からは西森議員の広報の配送体制のことについて回答させていただきます。広報の配布は1年間の周期で課単位で決められた地域、まとまったエリアで自治会程度、この自治会着への配送と言うことで、各課1名から2名程度で行っております。基本的に月末の2日間の中で配布していただくと。積み込みを含めて1回の配布に要する時間は概ね2時間ぐらいじゃないかと想定しています。各課のほうに配送の運用はお任せをしておりますが各課で配布する職員をローテーションで回したり、職員自身で業務を調整するなどして取り組んでおります。

導入については様々な経緯があったと思いますが、現在月

に1回職員が地域に足を運んで昼間ですのではなかなか自治会長さんに会えないということもございますけれども、会えなくても職員が地域を知って地域に向ける意識付けとしては意味があると考えております。西森議員からのご提案ご指摘も踏まえて1名でも配送を基本とするというとかいう少し運用も見直しながら配送することを検討していきたいと考えております。

総務課長（麻田正志君）

防犯カメラの設置の進捗状況についてお答えさせていただきます。佐川町自治会長会から要望も受けまして検討しておりまして、今年の8月28日の日に防犯カメラの設置場所であるとか、防犯カメラの設置の年度計画、佐川町防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱について自治会の各地区会長、副会長の皆さまにご説明をさせていただき了承をしていただいたところであります。設置につきましては佐川町全域を一定網羅するため、高知県警が設置した既存の防犯カメラを含めまして町内16カ所で見守りを行っていくということにしています。4年間をかけまして設置をしていこうと考えております。防犯カメラの設置箇所としまして、本年度は小中学校につきましては4カ所、来年2年度3年度につきましては隣接する市町村につながる国道、県道の基幹道路に先ほども言いました令和2年度が3カ所、令和3年度に4カ所を計画しております。また旧村単位での中心部に令和4年度に3カ所の設置を計画しております。防犯カメラの耐用年数につきましては6年間と、耐用年数が比較的短いと、不具合の防犯カメラが重複して表示することのないように4カ年にわけて設置し、管理を行っていこうとしているものであります。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

どうもありがとうございました。私の持ち時間が終了しましたので、今回の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

健康福祉課長（田村秀明君）

先ほどの西森委員の民生委員の身分ということですが、非常勤の地方公務員ということになります。また禁止事項については政治的な活動についても禁止されております。以上です。

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで食事のため 13 時 30 分まで休憩します。

休憩 午後 0 時 11 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5 番、坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

5 番議員の坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。通告の質問の順番を少し変えて、やっていきたいと思います。

1 番最初に、高北病院の再編についてお伺いします。今年 9 月 27 日、高知新聞に 424 公的病院再編必要、県内は 5 病院の記事が掲載されました。その記事を読み、町民に不安が広がっています。私の父は 19 年前高北病院で最期を看取っていただきました。仕事をしていた私にとって町内に病院があり、その病院に入院できたことは幸せでした。毎日病院に行くことができたからです。身近に病院があることの安心感は、町民どなたも同じだと思います。また今後大災害が起こった時、その拠点となる病院があることは大きな安心につながります。町長は行政報告の中でこれについて、考えを述べられていますが、佐川町は今後高北病院をどうするつもりなのか、町民の不安を解消したいと思い質問をいたします。

まず、高北病院はどういう経過で建てられ、どんな目的のためにつくられたのかお伺いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。高北病院がつくられた経過と目的というご質問でございます。高北病院は昭和 26 年に当時の佐川町斗賀野村、尾川村、黒岩村、加茂村、それに今は土佐市になっておりますが、北原村で構成する、広域事務組合立の病院として発足しております。伝染病や結核の治療を始め、地域住民の健康保持に必要な医療を提供することを目的としております。また、国保病院として無医村地区の解消を目的として、斗賀野、尾川、黒岩地区に診療所を併設していました。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

高北病院はいろんな再編をして、以前はあった結核病棟とか、伝

染病床をなくしていますが、その理由をお伺いします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。伝染病床は 20 年以上前に、結核病床は 7 年前に廃止してございます。伝染病患者数はほとんどいなくなり、また結核患者は減り続け、高知市内にはこれらの患者を診察する専門の医師と病床を持った病院があることから廃止し、地域住民の医療需要に対応できる病棟機能を設置してきました。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

再編が進んでいると、今の病床数で町民のケアはしっかりできる状況であると思っておいででしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

一昨年度、病床機能を患者の医療需要から見て、慢性期が多く回復期間が少なかったことから、また県の地域医療構想では慢性期は減床、回復期は増床ということから、慢性期を 6 床減らし、回復期を 6 床増やし、急性期病床を 40 床、回復期を 16 床、慢性期を 42 床の合計 98 床にしております。これにより患者さんの医療需要に応じた、適切な医療機能を提供できるようになっていると、いうふうに思っております。

5 番（坂本玲子君）

高北病院は地域包括ケアシステムの拠点病院となっています。国は地域ケアシステムは概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定しています。仁淀川流域の住民にとって、例えば仁淀川町の方にとって 30 分以内の公的病院は高北病院だけです。この地域包括ケアシステムの拠点病院は、どんな役割を担っていますか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。地域包括ケアシステムは住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制のことを言います。高北病院佐川町病院事業といたしましては、地域における地域包括ケアシステムの拠点病院として、医療介護の役割を担い、関連の病院、介護施設、福祉施設と連携しております。そして高北病院佐川町病院事業では、患者さんの医療需要、介護需要に応じた適切な医療、介護機能を提供するため、病院機能として外来医療、入院医療として、急性期、回復期、慢性期の各病床、在宅医療及び

地域連携室、介護機能として老健施設、デイケア施設及びデイサービス施設を併設し、地域包括ケアシステムの拠点病院としての役割を果たしているところでございます。

5 番（坂本玲子君）

自分の町で住み続けられる医療、病院、介護などがあることは、住民に大きな安心につながります。

救急告示病院としての役割についてお聞きします。佐川町内や近隣の病院で救急を受け持つ病院がいくつかあると思いますが、救急搬送について地域病院と比べ、どれくらいの割合で高北病院はそれを担っているのかをお聞きします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。高吾北地域では、この救急告示病院というのが高北病院、清和病院、北島病院、山崎外科整形外科病院、前田病院この5つの病院が、救急告示病院になってございます。これらの病院の入院患者が急変して、高吾北地区外の医療機関に搬送された件数を除く、昨年度の高吾北消防署の救急搬送件数は、1,181件でありました。内、高北病院へ救急搬送された件数は327件、全体の27.7%を占めております。また高吾北地区、他の4病院へは294件、24.9%です。また高吾北地区外の、主に高知市内の病院ですが、搬送された件数は560件、割合にして47.4%となっております。高北病院は全体の28%弱、高吾北地区だけでは半数あまりを占めておることから、公立の地域の救急告示病院としては、その役割は十分に果たしているのではないかと、いうふうに思っております。

5 番（坂本玲子君）

これからもぜひ救急医療も頑張っていただきたいと思います。一旦災害がおきれば身近に救護病院がある必要性は、皆さんの思うところです。私たち町民は高北病院の存在をととても大切に思っています。国の判定で高北病院は救護病院ではあるが、拠点病院ではないと判定されたと聞いています。仁淀川流域には公的病院は高北病院、仁淀病院、土佐市民病院があります。病院の役割分担をし、高度医療は中央に任す。高北病院は地域としてできることをしていく。必要な患者を、必要なら患者を中央に任せる病院として成り立っています。私はその判断は正しいと思っています。しかし今回厚労省が再編、統合の議論が必要だと、病院名を公表した、その背景には何があると思いますか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。9月26日に厚生労働省は、2018年度の概算の医療費が前年度から約3千億円増の42兆8千億円となり、過去最高を更新したと発表しました。この増え続ける医療費の抑制を図りたい厚生労働省は、団塊の世代が全員75歳以上になる、2025年を見据えて、急性期や慢性期の病床を回復期の病床に転換や廃止などして、現在全国の急性期や慢性期の124万の病院ベッドを、2025年までに、5万床削減し、119万床にする方針であります。ところが2016年度末までに全国の都道府県では病床削減、転換のための地域医療構想を策定しておりますが、十分な成果が出ていないようでございます。そのため厚生労働省は急性期病床がある、全国の1,455の公立公的病院のうち、高北病院を含む424病院を再編、統合議論が必要として公表したものだと思います。以上です。

5番（坂本玲子君）

厚労省が公表した根拠となる指標はどんなものでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

厚労省が発表しました指標は、2つございまして、A分類とB分類に分かれてございます。高北病院はA分類で再編、統合の議論を必要というふうになっております。A分類は診療実績が特に少ないかどうかを判断しており、9つの分野に分かれております。9つの分野は、癌、心血管疾患、脳卒中、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、へき地医療及び研修派遣機能であります。高北病院は災害医療、へき地医療及び研修派遣機能には指定されていませんので、診療実績はありません。癌、心血管疾患、脳卒中、小児医療は高北病院には専門の常勤医師がいないため、入院診療はできませんので、診療実績はありません。周産期医療は高北病院には産婦人科医師が1名で、分娩はできませんので、診療実績はありません。救急医療は診療実績がありますが、少ないと判断されています。そのため、A分類では、全てで診療実績が特に少ないと判断され、再編、統合、議論が必要な病院とされております。B分類は、診療実績が類似かつ近接している医療機関があるかどうかを判断しており、6つの分野に分かれています。先ほどの最初のA分類での最初の6つの分野でございまして、癌、心血管疾患、脳卒中、救急医療、小児医療、及び周産期医療となっております。高北病院は救急医療だけが、診療実績が類似かつ隣接している医療機関がないと判断さ

れたため、B分類では再編、統合が必要な病院にはなっておりません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

厚労省の今回の発表について、どのようにお考えかお伺いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

今回発表された病院は、200床未満の中小病院と言われる病院がほとんどであります。まさに公立公的の中小病院潰しとしか思えないように思うております。随分配慮にかけた、唐突なやり方ではないかと、いうふうにも思うております。理由は4つございまして、患者さんとか、御家族、地域住民、病院職員へ不安を与えた、風評被害が出て職員の確保が難しくなる。こういったように病院名を発表し、病院名の発表で各方面に動揺が広がっております。またデータの取り方、内容が理解できない点がございます。具体的にはデータはなぜ2017年度と、2017年6月のデータになっているか、理由はわかりかねます。A分類及び、B分類の各分野では、へき地医療の病院を除く中小病院では、先ほども言いましたように、明らかに不利になる分野が多く含まれております。A分野では救急医療をはじめ、診療実績が特に少ないと判断される基準が明確にはされておられません。このようにデータの取り方、内容が理解できない点がございます。次に地域の実態を全く考慮していない、具体的には人口とか高齢化率、医療需要、介護需要の現状や将来の推移、といった診療圏域の状況が考慮されておられません。また外来病棟、併設機能といった病院の機能も考慮されておられません。さらに高北病院では地域包括ケアシステムの拠点病院、救急告示病院、災害救急病院といったよう役割がありますが、こういった病院の役割も全く考慮されていない点がございます。さらに地域医療、これ4つ目ですが、地域医療構想など、国、県への施策への今までの対応状況について、全く評価されていないようです。例えば高北病院でしたら、平成19年度以降、まず病床転換、急性期から17急性期病床、17床を老健施設17床へ転換しております。1番先の質問にありましたように、結核病床10床を廃止しております。いわゆる病床廃止、それから昨年度には病床再編、慢性期を6床減らし、回復期を6床増やしたと。以上から高北病院の全体の病床数は平成19年度に125床でした。内訳は急性期が74、慢性期が41、結核が10床でした。これが令和

元年度には 98 床合計で、急性期が 40、回復期が 16、慢性期が 42 床と、このように転換を、これも地域医療構想に基づいてやっているところですが、全く評価をされてない。以上先ほど最初に申しましたように、厚労相の発表は随分配慮に欠けた唐突なやり方だというふうに、思うております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

新聞の報道によりますと、県も統合はありきにはしないとの記事がありました。佐川町では今後高北病院をどのようにしていくつもりなのか、県の考えはどうか、町の考えはどうか、お伺いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。まず県の考え方ということでございますが、これは直接県の声を聞いたわけでありませんし、まだ県のほうが調整会議は開催されておりませんので、聞いたこともございませんが、ただ、9 月 28 日の読売新聞朝刊には、県の医療政策課として高北病院は佐川町だけでなく、愛媛県に近い越知町や仁淀川町の医療拠点としても、位置づけられており、絶対必要な病院と断言しているとの記事がありました。こういった記事が出ております。それと高北病院の今後について、これは議会の開会日に町長が行政報告で話されたとおり、高北病院では国が示した再編、統合の議論は現時点では必要ないものと考えております。これは質問の中で答弁させていただきましたような内容で、病床再編等を行い、現在の地域の医療需要等を高北病院の機能がマッチングしておる、だから再編、統合の議論は現段階では必要ございません。今後におきましても、地域包括ケアシステムの拠点病院とか、災害救護病院とか、救急告示病院としての役割を十二分に発揮して、地域住民の皆さんに安心をもっていただけるような病院として、努めていかなければならないというふうに考えております。

5 番（坂本玲子君）

高北病院は既に再編なども行われていて、厚労省の再編、統合、その必要はないと、今後とも町民の健康と福祉のために、継続をして、続けてやっていくというふうに受け取りましたが、それでよろしいでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

はい現段階では再編、統合の議論は必要ないものと思うておりま

す。そして今後とも今までに役割をもっておりましたが、その役割をさらに発揮できるように尽力していきたいと、いうふうに思っております。

5 番（坂本玲子君）

しかしですね、高北病院としても現状に満足しているわけではないと思います。今後どのように改善していくつもりなのかを、お聞かせいただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。これも町長の行政報告の中にございましたが、聖マリアンナ医科大学からの来年度以降の医師の派遣がなくなります。そのためこのままでは来年度から常勤内科医師が1名減の5名ということになります。さらに昨年6月29日には働き方改革関連法が成立しました。当院としては働き方改革は医師へ適用される、2024年度まで待つことなく、この法によりましたら2024年度から、医師に適用されるんですが、それまでおくことなく、早期に医師の働き方改革を実施し、医師が働きやすい環境を、職場環境をつくっていかねばならないと、思っております。こういったことをして進めていかないと、医師の確保を一層困難になるのではないかと、いうふうに思います。そのため確保すべき医師はまずは常勤の内科医師1名と、宿直あるいは日直だけを引き受けてくれる医師を、各1名ずつを入れたいと考えております。医師確保のためには、関係者をはじめ関係機関に医師の紹介、派遣についてお願いしているところでありますし、また当院で勤務経験がある医師、当町出身の医師、病院職員から紹介があった医師に、医師紹介依頼文書を送付、連絡を取り合い、医師確保に努めているところであります。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

地域の事情がわからない国の官僚が、数値だけで出した発表、そういうものは本当私は不信しか残りません。今後とも地域住民の命と健康、福祉を守るために頑張っていただきたいと思います。

先日私の知人が高北病院に入院しました。なるべく在宅でと思っていたのですが、病状が悪化して家族は仕事があり、1人での生活が難しくなって入院したのです。回復期の病床ということでリハビリしていました。しばらくお世話になっていましたが、本人が望んだのではなく、転院を余儀なくされました。診療報酬等での病院の事

情だと思います。国の方針で切り捨てられる方がいるのです。その方は転院して約2週間で死亡しました。病院は良くなって転院と言っていますが、現実はそうではありません。しかしその方は転院でできたからまだ幸せなのかもしれません。転院もできず1人での生活もできないのに、お金がないためグループホームにも入れず自宅に帰るしかない方もいます。公立の病院は全ての方が最後まで幸せに過ごせるように、自宅で生活できなくなった方が困らないような病院であってほしいです。みんなの不安を解消できる病院であってほしいと願っています。以上で1問目の質問を終わります。

2問目にいきます。子育て政策についての、まず給食材料費や保育料についてお伺いします。町長は9月議会の最後の挨拶で、保育料に関してそれぞれの家庭で負担が増えることはない、さまざまな子育て施策をやっていると言いました。しかし9月議会終了時には実際は負担が増える家庭は存在し、そのことに気付いた町長は、9月議会終了後第3子の3ないし5歳児の給食材料費を無料にするように変えました。現状はそういうことで間違いありませんか。

健康福祉課長(田村秀明君)

坂本議員の御質問にお答えします。まずお詫びをします。独自の支援策としまして、9月議会においては軽減策として、3歳未満児の同時入所の第2子、保育料のみ無償にするというふうに回答しましたが、先ほど議員さんがおっしゃったようにですね、議会終了後18歳未満の子供3人以上養育している多子世帯で、第3子以降が3歳以上児であれば、10月以降副食費の負担が発生する世帯があることがわかりましたので、内部で何度も検討した結果、多子世帯保育料軽減措置を継続しているところです。これによって現在無償化前と比較して、世帯負担が増える家庭はないということになっております。以上です。

5番(坂本玲子君)

間違いに気がついてすぐさま変更したこと、その対応の早さはすばらしいと思います。しかし9月議会の私の質問に対して、課長はいろいろ答弁されました。きちんと聞いていればその時点で各御家庭で負担額が増えることはないというような発言は、私はないとわかったはずですが。こういった姿勢で聞いていたかわかりませんが、明らかに質問を軽視しているのかなと思ってしまいました。私たちは真剣勝負で質問をしています。町のために住民が幸せになるため

に、よりよい施策を願っているのです。町長は賢い方ですから、もし真剣に聞いていればわからないわけがありません。今後はぜひ自分の考えは絶対正しいと思わずに、もっといい方法があるかもしれないという姿勢でしっかり聞いていただきたいと思います。

前回の議会終了後の時の挨拶で、子育て支援に関していろいろやっている、佐川町はファミリーサポートセンター事業や病後児保育、県内では2つの自治体しか取り組んでいないことも率先して取り組んでいると言いました。では、ファミリーサポートセンター事業を実際に利用している実数はどれくらいか、また病後児保育の利用者はどれくらいか、実人数、利用した述べ人数ではなくて、実人数で答えたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。ファミリーサポート事業におきましては、平成30年度実績で利用した実人数は、7世帯7名です。利用回数は述べ344回となっており、支援していただいた、まかせて会員は実人数で11名となっております。病後児保育の利用については平成29年度が2名、平成30年度が1名、今年度は現在のところ利用がない状況となっております。以上です。

5番(坂本玲子君)

そのファミリーサポートセンター事業のために、使った予算はいくらでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

平成30年度予算におきましては、予算時で366万計上しまして、実績で259万9,056円となっております。今年度の予算としましては、386万円を計上しています。以上です。

5番(坂本玲子君)

私はファミリーサポート事業を利用している御家庭が少なくてもそれは意義のある事業であると思います。しかし、病後児保育事業に関しては、利用数、平成29年度2名、平成30年度1名、令和元年度利用者なしです。その使いにくさの改善や、必要性の検討が必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。病後児保育の利用に関しましては、事前登録となっております。あらかじめお子さんのアレルギー希望書とか、日頃の服薬の有無を事前に把握することで、対応するようにしています。

また保育士を確保するために、前日の午前中までに健康福祉課へ電話連絡等の方法で予約していただいています。その他利用する前日か、当日に医療機関のほうに受診をしていただき、診療情報提供書を医師に作成していただいています。これは子供の安全を確保するためのものであり、利用については一定の手続きは仕方ないかなというふうに考えております。ただ、本年度から利用時間につきましては、保護者の勤務時間に配慮させていただいて、保育所の開所時間と閉所時間が同じく午前7時半から午後6時半というふうにさせていただいています。より使いやすくなるよう改善しています。必要性に関しましては利用が少ない状況ではありますが、子育てされている方への支援としましては、継続していきたいというふうに考えています。また今後も必要に応じて改善できることは取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その時間も幅広くしたからといって、それから増えていないという現状を考えると、抜本的な改善が必要なのではないかと私は思います。この件に関しては、また別の機会にお聞きします。

子育て施策、本当に子育てしやすい町宣言をたくさんやっている、町長は言っていますが、ではやっている事業はいろいろ述べられましたが、他の市町村がやっていて、やってない事業っていうのはどれくらいあるんでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

すみません、今詳しく調べた資料が手元にないので、ちょっとそれについては後日回答させていただきたいと思います。

5 番（坂本玲子君）

例えば私先日、土佐町の方の話を聞きましたが、土佐町では子供の医療費は高校生まで無料、給食費は無料、子を持つ家庭には中学卒業まで育児手当が支給、海外留学奨学金制度、最大50万円まであるそうです。本当にいろんな施策もやっていると思いますが、町民がやってほしい施策を第一に考えて、ぜひやっていただきたいと思います。ファミサポ事業は今7家庭のために役立っています。しかしもし給食材料費を無料にすれば、その何十倍もの多くの子育て世帯、前回の質問では154世帯あると聞いておりますが、が助かります。9月議会の後で町民の方から、佐川町はどうなっているの、給食材料費を徴収する市町村が、先ほど松浦議員が7と言いました

が、実は7の中の1つは何らかの形でそのお金を返すということで、実質的には6です。その6やと、そんな中に入っちゃうがやねと、その中に入っている6市町村の中で、高知市は同時入所の第2子無料は続けるとの新聞報道がありましたので、実質的には保育料、給食材料費に関しては、ワーストファイブになったということです。第3子は保育料無料、同時入所の第2子は保育料無料という施策を、以前は佐川町は打ち出していました。先ほど松浦議員がそのことをお伺いした時に、第2子保育料無料については、219万円だという返答だったと思いますが、第3子の3ないし5歳児の保育料無料もやっていますので、それ以上の金額やと思いますが、その金額はわかりますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。9月までの3歳以上児の取り組みといたしましては、町単独制度として実施していました、同時入所の第2子の軽減額は無償化前の9月1日現在で、14名を対象としまして、この方が年間219万9千円になります。それから町独自の多子制度、18歳未満で第3子は、9月1日現在で56人のうち、1人親などの無料の方を除いた、42名の方を対象としてしまして、ここの金額については1,516万5千円、この2つの制度を合わせると、1,736万4千円が町単独で負担していたということになります。ただし先ほど申し上げましたように、多子世帯については10月から無償化にするということでやってますので、実質については14人の219万9千円ということになります。以上です。

5番(坂本玲子君)

今までに使っていたお金を今お聞きしましたので、1,500万円と200万円強、だから1,700万程度町が出していたという事実ですよ。もし第3子及び同時入所の第2子給食材料費無料をしたら、町の負担はどれくらい増えることになるのか、また全員の給食材料費を無料にするとどうかお答えください。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。11月現在でお答えします。まず第3子を無料にした場合ということで、これ今現在やっているんですが、町単独の多子該当のところへの子供さんが、私立で47名、公立で13名、合計60名。このうち国制度で低所得者の方については、無料になっています。この方は18名いますので、60人から18人を差し引いた42

名の方が4,500円掛ける12カ月ということで、226万8千円、この制度については継続して行っています。それから同時入所の第2子を無料にした場合の副食費ですが、第2子該当の3歳児以上は15名いまして、そのうち5名の方が所得の方が低い関係で、支払う必要がない方が5名いますので、差し引き10名ということになります。10名の方4,500円掛けて、12カ月で54万ということになります。最後に全員を無料にした場合の副食費ですが、町内7園には2号認定の子供は259人います。11月現在で副食費を払っている方は、私立で121名、公立で14名、計135名となりますので、これを全部1年間に換算すると合計で729万という数字になります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

54万と729万ですから、800万に足らないと、今まで町が独自に出していたのを、1,700万とすると、随分少ない額になります。この10月から国の施策で、幼児の保育料無償化が実現しました。今まで町単独で出していたお金を、国が保証するということです。これはぜひその今まで出していたお金も、子育て応援をするために使っていただきたいと思います。これは国策にも一致します。人口減少を食い止めるには子育てを支援して、子育て環境を良くしていくことが必須であると言われていています。今子育て支援は必須なのです。高知県のほとんどの市町村が無料化している給食材料費を、無料化していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。2号認定の子供さんにつきましては、午前中に町長の方が答弁ありましたように、来年度検討をしてみたいです。以上です。

5 番（坂本玲子君）

全員の無料化っていうのは来年でも仕方ないかと思いますが、例えばこの第2子、給食材料費無料ということについては、今までやっていた施策の継続であると、費用に対しても54万円とわずかでできると、今年度の今まだ予算を組んでいるところだと思いますので、今年度で十分できる内容と、金額でないかと思いますが、いかがですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。今後他の市町村の動向を踏まえまして検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

それと同時に、これも松浦議員がおっしゃられましたが、今までたくさん出していたそういう保育料軽減施策をぜひ今保育料が無料でないのは、0 ないし 2 歳児が無料ではありません。佐川町が子育てしやすい町っていうなら、この保育料の無料化を実施することが、もうできるのではないかと考えますがその辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。午前中にもちょっとお話しましたが、町内 7 園には 0 歳から 2 歳児までの 3 号認定の子供さんが 164 名と町外に通っています子供さんが 3 名で 167 名になります。ここ全て無料にするということになれば、約 1 年間で 1,900 万円弱ということになりますので、ちょっと財政的なことも考えんといきませんので、現段階ではするというようなことは考えておりません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

現段階では考えていませんというお答えですが、ぜひ来年度その給食費全員を無料化するのを考える時に、0 ないし 2 歳児の保育料についても検討していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。金額的に先ほど言ったように、大きな 1,900 万円弱ということになりますので、こういったお金の話をする時にはですね、担当課だけではなく、当然その総務財政の担当であったり、町長、副町長というところで話していくということになります。その中でどうしていくか決めていくということになります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

そういうことで、検討をするということと受け取ってよろしいですか。

健康福祉課長(田村秀明君)

検討も踏まえてですね、話をするということで御理解いただきたいと思います。

町長(堀見和道君)

御質問いただきましてありがとうございます。合わせて来年度一緒に検討して結論を出したいと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

佐川町は子育てしやすい町宣言を出しました。県内にはすでに保

育料無料化を実施している町があります。しかし子育て支援は子供が少なくなってからどうしようもなくなってからでは遅いのです。30年前佐川町では年間約200人の子供が生まれていました。それが今では年間60ないし70人くらいの出生数だと聞いています。30年間で約3分の1となっています。もう本気で取り組む必要があります。

県が移住者向けに市町村の支援状況一覧表というのを出しております。普通にやっている施策には丸、特に手厚くやっている事業には星印をつけています。乳幼児等の医療費助成、保育料軽減に佐川町は星印はありません。佐川町で唯一星印があるのは、農業支援のみです。町長は子育て支援は十分やっていると思っているようですが、県はそう思っていないということではないでしょうか。保育料は完全に無料、もちろん給食材料費も無料とする、そうすると本当に子育て世帯は助かります。どうしても困った時にはファミサポがある、隙間を埋める施策も充実している、佐川町で子育てしたいと移住者も増えるかもしれません。移住者のみではありません。今子育てしている世帯全てが佐川町に住んで良かったと思うのです。佐川町に住んで良かった、住み続けたい、そうなるようにこれからも子育て施策を充実さしていってほしいと思います。

今回の議会に保育に関する陳情書が上がっていました。その陳情書の中には、保育料の給食材料費の無償化の要求がありました。先日産業厚生委員会で審議しましたが、委員会の中では全員一致で国への要望書を上げたらいいいということでした。また今回産業厚生常任委員会へは入っていない、松浦議員や森議員も同じような考えであろうと思います。松浦議員の質問に来年度検討するというので、お答えでしたが、前向きに検討する、より良くなるように検討するというようなお答えをいただけたらうれしいのですが、いかがでしょうか。

町長(堀見和道君)

はい、お答えさせていただきます。今日住民の皆さんも傍聴に来ていただいております。何もなくてですねお金がどんどん入ってくる状態であればですね、皆さんが喜んでいただけることを、あれもこれも全てやってあげたいという気持ちは私も同じであります。ただ町村がですね独自の施策をこうじるにあたっては、国から交付税としていただけるものではなくて、財源をどうするかということが非常

に大切になります。あったかふれあいセンターのスタッフの件も含めて、いろいろと費用が掛かる要望も議会の皆さんから出していただいております。その中で限られた財源の中でどのようなサービスを住民の皆さんに提供していくかということを、入ってくるものを考慮しながら出るものも考えなければいけない、経営を考えなければいけないという点は、議員の皆様にも御理解いただきたいというふうに思います。その上で来年度しっかりと検討していきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

後で経費を減らせる話を私もしたいと思いますので、そのお金を使っていたからかなと思います。

では次、高校生までの医療費無料化の件についてお話をさせていただきます。堀見町政になって、その翌年から中学までの医療費が無料化され、子育て世代の御家庭から大変喜ばれました。あれから6年がたって時代は移り変わりました。県内では高知市以外は中学生まで医療は無料となっています。さらに高校生までの医療費無料化が進んでおり、県内10市町村で実施されています。近隣町村でいいますと、仁淀川町では平成30年度から実施されています。子供の健やかな成長はみんなの願うところです。子供が病気になった時、医療費の心配なく病院を受診できることは、全ての親にとって大きな安心となります。子供は小さい時ほど病気を頻繁にしますが、高校生になると、病気やけがはぐっと減ってきます。町の財政的にもそんなに多い負担ではなく、大きな安心を与えられる施策であると思います。

佐川町では産廃施設の建設がほぼ決まりました。日高村の現状を見ますと、県から佐川町が自由に使えるお金が5千万くらい入るのではないかと思います。日高村ではそのお金で保育料を軽減しました。その5千万をどこに使ったか、わからないようにするのではなく目に見える形でお金を使っていたいただきたいと思うのです。保育料は幼児では無償化されましたが、先ほど言いましたように給食材料費と0ないし2歳の保育料は無償化されておられません。また高校生までの医療費無料化にもそういうお金を使っていたきたいと思います。国は子供の医療費助成で安易な受診を助長するとして、ペナルティーを設けています。しかし全国保険医団体連合会、この会は医師とか歯科医10万5千人の団体でございますが、その団体は①子

供の医療費助成で安易な受診は増えていないし、医療費膨張は起きていない、②医療費助成で多くの命と健康が救われている。医療費助成は成長期にある子供の病気を早期に発見し、早期に治療すること、そして治療の継続をすることは、子供の心身の健全な発達にとって必要不可欠であると述べています。ぜひ国に対してもペナルティー廃止を要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。御質問に関しましては担当課長のほうから説明させますが、先ほど処分場の関係で日高村5千万円をずっともらっているというような説明があったかと思いますが、そのようなことは日高村からも聞いていませんし、県からも聞いておりませんので、ぜひ御確認をいただければなあというふうに思います。以上です。

健康福祉課長(田村秀明君)

すみません、もう一度質問をお願いしたいと思います。

5 番(坂本玲子君)

まず1つだけ先、ペナルティー廃止の要望を国に向けてしていただきたいということです。

町民課長(和田強君)

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。ペナルティーの件につきましては、そういった御意見があったということについてですね、県を通じて申し上げるようにしたいと思います。

5 番(坂本玲子君)

今、国では成人の医療費を軽減するため、早期発見で重症化を防ぐ取り組みを進めています。子供にとっても病気の早期発見、早期治療は当然必要です。そこでお伺いしますが、佐川町で中学生まで医療費無料化実施する前と、あとでは受診件数や医療費は増加をしているデータはあるのでしょうか。多分健保のほうは、なかなかわからないかと思うので、国保の関係かなと思いますがお答えいただきたいと思います。

町民課長(和田強君)

御質問にお答えさせていただきます。医療費につきましては、電子化された診療報酬明細書、国保連合会の国保総合システムで管理しておりますが、診療報酬明細書の保存期限が5年であり、システムデータも5年でデータを消去されております。本庁が制度どおり

行ったのは、平成 26 年度であります、平成 25 年度のデータはすでに消去されているため、25 年と 26 年の比較をすることができません。以上です。申し訳ありません。

5 番（坂本玲子君）

あたかも国のデータ隠しみたいじゃないけど、そんなに聞こえるから、今の時期やったらそう聞こえてしまっていますが、実際ないということですね。わかりました。じゃあ現在中学生までの医療費無料化を行っておりますが、0 歳児、1 歳から 5 歳児、小学生、中学生と、階層を分けた時にそれぞれの階層での、1 人平均の医療費補助はいくらになるかお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。0 歳のところだけちょっと、そこだけを絞ってっていうのはちょっと難しくって、この医療費公費番号っていうのは 73 番っていうのがあるんですが、この 73 番は 0 歳児と 1 歳から 5 歳児の非課税世帯含むところなんです、ここについては 1 年間の平均をとると、7 万 9 千円です。1 歳から 5 歳につきましては 2 万 8 千円です。小学生につきましては、2 万 9 千円、中学生につきましては 1 万 7 千円となっています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

年齢が上がると医療費は随分少なくなっていて、0 歳では 7 万 9 千円、中学生では 1 万 7 千円ということでした。高校生の人数は今だいたいどれくらいだと把握していますか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。平成 31 年 4 月 1 日現在で高校生の数は、377 人となっています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

377 人で医療費補助、年平均を 2 万円だと加算しますと、約 800 円で実現できるのではと思うのです。ぜひ高校生までの医療費無料化を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。高知県内で現在実施している市町村数は、11 が実施しているわけなんです、人口規模です、佐川町と同じぐらいというのは、土佐清水だけで、それ以外につきましては佐川町より人口規模が少ないような市町村となっています。規模でいう話ではないんですが、佐川町では現在ですね児童医療費の無料化を高校生

まで拡大することは今考えておりません。以上です。

5 番（坂本玲子君）

消費税が入った時に国はそれを福祉に使うと言っていました。しかし佐川町の使い道を聞いた時に今まで町が、あるいは国が当然やるべきことに使っているんじゃないかなと、ずっと感じていました。ふるさと納税の使い道も尾川小中学校の手洗い場とか、永野保育所の調理場改善などに使っているということでしたが、これは多分ふるさと納税がなくても、町がやるべきことではないかと、そういうふうなことではなくて、例えばふるさと納税であっても、消費税増税であっても今までできなかったことを、福祉のために使うというふうに使っていただきたいとは思っております。高校生までの医療費無料化すぐにはいかないかもしれませんが、今後も続けて御要望を出していきたいと思っております。

4 問目に入ります。町職員の退職金積立金についてです。9 月議会で会計年度職員について質問をしました。退職金について市町村事務組合に加入した場合、何年以上の勤務で掛け金に見合う受取額になるのかお聞きしましたところ、正規職員でもモデルの年齢をずっと計算していただいて、掛け金は3 千万円を超えるのに、受け取る額は2 千万円以下、負担金に見合う受取額になることなんかあり得ないという御答弁だったと思います。掛け金に見合う退職金を受け取れないなんて、信じられない状況でした。それを何とも思わず続けていることに異常を感じました。このことがわかって町長はどのようにお感じになりましたか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。正直私自身も目からうろこで驚きました。そんな制度設計はないだろうということで、総務課長のほうに改めてしっかり調べてほしいという依頼をしましたので、その詳細につきましては総務課長から説明をさせたいと思います。以上です。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。前回の時はあくまで18 歳で採用された職員が、平均的な昇格をして課長で退職した場合の職員1 人に対する試算結果の説明と、ということで回答のほうをさせていただきました。あれからこの試算結果についてまずあちらのほうの総合事務組合のほうで試算をもう一度していただきました。その試算の結

果につきましては、内容的には総務課で試算した条件と全く同じ内容で計算をしていただいた結果につきまして、負担金につきまして負担金の中に、一般負担金と役職等の特別負担金と2つあるんですけど、一般負担金のほうは約2,900万円、役職等の特別負担金が約260万円、合わせまして約3,160万円が負担金と、いうことになります。これに対します退職手当額が9月の定例会の時には、一般の負担金分相当の退職手当額しか言ってなかったんで、2千万弱というふうにお答えしておりましたけど、特別負担金を加えました退職手当額といたしまして、約2,190万ということで、差し引きが970万円ということになっております。再計算した結果につきましては、以上ということになっております。

5 番（坂本玲子君）

町長が状況について状況を確認をしたと、そのことについて総務課長に詳しく、どういうことをやったのかということの説明させますということだったので、そのことをお答えいただけるかと思ったんですが、再度お答え願います。

総務課長（麻田正志君）

申し訳ございません、再計算の結果のほうだけを見ておりましたので、大変申し訳ございません。ただその現状の結果を受けまして、こちらのほうからも市町村総合事務組合に対して確認とかいたしました。その結果でありますけれど、ここ数年間の分の一般の負担金とか、特別負担金の合計とかそういうものも調べてみました。その内容からいきますと、高北病院の職員を除きます、平成21年度から平成30年度までの10年間の一般負担金と、特別負担金の合計が9億8,345万6,091円ということになっておりまして、それに対しまして9億9,996万9,035円の退職手当がこの10年間で支給されておったという状況でありました。退職手当の支給に比べまして負担金の納付額が1,651万2,944円不足しておりますけれど、これはこれまでの累計負担額と給付差額のほうで賄われておるというような状況でございました。この給付差額についても確認いたしましたら、昭和40年の4月から組合に加入しておるということでありまして、平成30年度末までの50数年間で、高北病院を含めた金額で負担金の累計額と累計額が60億6,096万7千円、退職金として支給されました給付金累計額は、56億1,328万4千円でこの累計の負担と累計の給付金の差額は、4億4,768万3千円ということにな

っておりました。なお高知県の市町村総合事務組合負担金条例で、退職手当に関する事務の、この共同処理団体ということに今なっておりますけど、共同処理団体でなくなった時にはすでに納付した負担金の 100 分の 98 に相当する額と、支給した退職手当の総額との差額を還付すると、というような規定となっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

退職金が減らされているのはここ 5 年間、大きく減らされたのはここ 5 年間の話です。それを 40 年から計算して差し引きそうだという話はおかしいんじゃないかなと、私は思っています。そういう比べ方はナンセンスでありまして、結局払う額がいくらで、もらう額がいくら、その差額がどれだけだという計算をしないと、積立金が、払う額が変わったのに変わってないと、いうふうな計算をしても全然役にたたないだろうと、私は感じております。私の計算では例えば 3 千万を出して、2 千万しかもらえないんだったら、1 千万は出しすぎだと、この佐川町として 1 年間で退職金のために積み立てている額は大体いくらですか。

総務課長（麻田正志君）

御質問の 1 年間の負担金につきましては、先ほどの 10 年間の期間ということで、割戻しますと、平均 9,834 万 5,609 円を支出しております。そして本年度の予算につきましては 1 億 226 万円ということになっております。

5 番（坂本玲子君）

県下でですね、その組合に加入していない市町村もあるかと思いますが、その市町村が退職金のために積み立てている率っていうのは、わかりますでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。県下 34 市町村のうち、この総合事務組合で退職手当に関する事務を共同していない市町村というのは 9 市ということになっております。この 9 市について聞き取り全てではないですけど、聞き取りはしましたけれど、この 9 市で退職金にかかる基金があるのは、3 市ということになっておりまして、多数が当初の予算でその年度の定年の退職分の金額を計上して、勸奨分とは補正予算で計上しておるというものでありましたので、毎年積み立てるという方法は少ないのではないかというふうに思われます。また

その財源につきましても、一般財源でありますとか、財政調整基金を充てたり、退職手当債を利用しているところもあるということでありました。以上です。

5 番（坂本玲子君）

佐川町で約 1 億円を掛けなければいけないと、もしさっきのここ 5 年くらい、どんどんどんどん退職金下がってきて、3 分の 2 になっていると、そういうことを考えると今は賃金の 19%を払っているという話ですので、それが 3 分の 2 になると、12.7%にまで減らすことができます。これ単純に 3 分の 2 でよくなりますと、3,300 万ほど町がもうかることになります。そういうふうに人件費もかかるでしょうから、なかなかそうはいかないと思いますが、やっぱり真剣にこれは考えていただかんといかんのではないかなと。実は私たちが 7 年前に退職した時に、3 千万近く退職金がありました。今はそれが 2 千万円近くになっていると、それを組合の率はその時から変わっていない、出すお金は 3 分の 2 になったのに、その掛け率はその時のままだという、この状況は私は本当に不思議で、負担率を引き下げなかった組合っていうのに、不信感しか残りませんし、それが公務員体質かって批判されても仕方がないと。退職金引き下げられる理由は、実は国の財政難で財政支出を抑えるために引き下げられた、そういう状況があって当然市町村の負担率も引き下げられるべき財政難でありますから、そう思うのですが、組合の対応についてはどうですか。それでいいと思いますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。組合も各市町村と一緒に運営をする事業体ですので、自分事で考えなければいけないんですね。組合の一員ですから。まず退職金の制度のこと言いますと、昔も今も基本的に 100 負担金を払ったら、98 は退職金として返ってくると、いう基本的な制度は変わっておりません。今現時点でその差があるっていうのは、たまたま今の時期にそういうふうに差が出ているということになっています。坂本議員がおっしゃるように支給額が減ってるんだから、負担率を変えてしかるべきじゃないのという部分に関して、組合の中でまだ組合を構成する市町村の中で意見が出てなかったということに問題があります。ただやはりしっかり見直していかなければいけないよねということで、今年ですね検討を今始まっておりますので、構成する一自治体として、しっかりと意見も言っ

てですね、負担率の見直し等も含めてですね、安心して制度運用できるようにしたいと考えております。以上です。

5 番(坂本玲子君)

その時にですね、例えば過去 40 年間でどうこう、いくらもらって、いくら出したという議論ではなくて、ここ 5 年間で額がどれくらい下がってどうだというふうな議論をぜひしていただきたいと、そうしないと本当にこの率が同じだったら全然問題ない、そういう計算の仕方でも全然いいけど、そこは絶対おかいしなと、組合を脱会した場合に、返還金が 98% ということで、負担金が 1 億円なら 2% は 200 万円、年間 200 万円の手数料です。例えば退職金計算にはその方の基礎データが必要ですし、200 人分の基礎データを打つにしても、そんなに何日もかかる仕事量ではないんじゃないかなと。そのパソコンにそのデータの計算式を記憶させれば一瞬にできるような、そういう退職金計算ができるようなソフトなんかを作ってもらっても、そんなにお金にかかるものではないんじゃないかなと、そういうふうなことも考えますと、ぜひあんまりにも改善がみられないようなら市町村で何とかできないかなというふうなこともぜひ検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。当事者としてしっかりと意見を出してですね、改善を図っていききたいなというふうに思います。今回の分析で公務員の中、役場、佐川町役場でいうと、一般職の公務員と高北病院、医療職の公務員とやはり勤務年数、長期に勤務する人が多い団体なのか、組織なのか、短期で辞められる方が多い組織なのかによって、だいぶ負担額と支給額が乖離があると、いうことも良くわかってきましたので、その辺り同一の負担率ではなくて、医療職と一般職は分けて負担率を決定してはどうですかと、いうことも含めて少し庁内で勉強してですね、それを組合のほうにしっかり提言をしていきたいと考えております。改善は間違いなくされるというふうに思ってます。当事者ですので改善をしなければならぬというふうに思ってますので、その推移を見守っていただければなというふうに思います。以上です。

5 番(坂本玲子君)

ぜひ十分に検討していただいて、これが私の試算どおりになりますと、3 千万くらいもうかるので、手前の給食材料費とか保育料と

かが、すぐ出せるようになりますので、こういうところでしっかりとチェックをいると、人がやるところにはカットカット言うて、自分らあがやりゆうのにはカットせんというふうな、そんなことにはならないように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

来年度から会計年度任用職員制度も始まって、その退職金もいるようになりますので、本当にこのパーセントというのは非常に大きい話だと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5 番坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、15 時まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 00 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員の橋元陽一でございます。通告に従いまして3つの項目にわたって質問させていただきたいと思っております。

最初に、新たな産業廃棄物最終処分場についてであります。この件につきましては、6 月 13 日の庁議の議事録、そして 11 月 30 日、おこなわれました現地視察、また 12 月 3 日、第 2 回県との連携会議の傍聴を踏まえまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

11 月 30 日、日下川河川の現地視察に参加し、県土木の担当の方から日高から加茂の地形の特徴について説明があり、大変勉強になりました。少し紹介します。地質時代の過去において仁淀川本流から日高・加茂のほうに向かって土砂が堆積してできた大変珍しい地形だということでありました。加茂から日高に向かって流れる長竹川と戸梶川が合流する日下川は、河床勾配が3千分の1で、ほとんど傾斜がない河川で、しかも上流の標高が下流よりも低いというこういう特徴を持った流域の地形であることもわかりました。豪雨のときに仁淀川本流の水位が上昇すると逆流するために、小村神社の

北に神母水門が設置されています。水位が上がったとき、この水門を閉めると日下川の水路は上昇して、日高、加茂地区で浸水被害が発生するので、1961年に放水トンネル1本目、波川日下川放水路、県の事業としてつくられました。そして相次ぐ浸水被害にあわせて、2本目が1983年に国の事業として日下川放水路として、整備をされたとのことです。

しかし2014年の8月の台風12号、11号の豪雨で甚大な浸水被害が発生したことにより、現在、3本目の日下川新規放水路、国の事業として整備工事が始まっており、その掘削現場での説明も受けたことであります。

3本目の放水路整備は、5年に1度ぐらいの頻度で起こる浸水被害で床上浸水にならないように、床下浸水の被害で抑えるための工事であり、日高村・加茂地区の浸水被害をなくする抜本的な対策は極めて困難であるということでした。改めて、特異的な地形を流れる日下川の支流となる加茂の長竹川や日高の戸梶川の河川改修において、浸水被害対策として極めて困難な課題があることがわかる視察でありました。

こうした特異的な地形を持つ上流域に新たな産業廃棄物施設を建設する行政の責任は、とても重いものがあるにとらえています。確認書にも、加茂地区で子供や若者たちが将来にわたって安心し、誇りを持って暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう全力を挙げると明記しています。長竹川や日下川流域で暮らし続ける住民の立場にたち、将来にわたり抜本的な対策が講じられるよう、県が全力を挙げて取り組むよう、町として要請していただきたいと、最初をお願いをして質問に入らせていただきます。よろしくお願いします。

12月3日、第2回連携会議が開かれました。建設を予定している施設本体にかかわる現地調査の状況について、どんな報告がなされたのかその内容の説明を求めます。よろしくお願いします。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。現地調査の状況については10月下旬から、現地での状況確認や現地踏査を行い、地質状況の確認や、現地探査、これは空洞の探査になりますが、ボーリング調査を実施する位置等を検討中とのことで、現地探査については12月中旬から年内に実施、ボーリング調査については12月中

旬から来年３月までの予定で実施します。現地探査から得られたデータの解析結果とボーリング結果等も踏まえまして、来年３月頃にかけて空洞の有無について確認を行うとのことです。以上です。

１番（橋元陽一君）

現地調査、施設本体にかかわる現地調査が始まったと、いうところであります。そこで確認書作成の段階で、長竹地区の住民の方からの要望で、進入道路を再検討するようにすることが盛り込まれました。新たな進入道路のルートの再検討は、これからどのような手続きで進められているのか、県からの説明があればその説明をお願いしたいと思います。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。県の説明では現地の状況や既存の地形図等から建設予定地に至る道路の整備が可能と考えられるルートを複数案作成し、比較検討作業を行い、１２月中にルートの絞り込み案を作成し、町の意見を聞いたうえで、来年１月に開催予定の地元説明会において住民の皆様には絞り込み案の検討過程等について、丁寧に説明を行い、皆様のご意見を頂戴したうえで一旦ルートを３案程度に絞り込むこととのことです。その後さらに詳細に比較検討を行い、来年３月４月頃に１案への絞り込みを行うこととしているとのことです。この際にも検討過程を住民説明会において、丁寧に説明を行い、ご意見を頂戴したうえでルートの決定を行いたいとのことです。以上です。

１番（橋元陽一君）

当初、設定された進入道路は、旧鉾山道路の拡幅工事や距離など、予算上から新たな進入道路の建設が設定されたというように私は捉えております。今、ご説明になった複数のルートが設定される場合、そしてそれを比較検討していく条件として、何か優先されている課題があるのかなのか。県から何か説明を受けていることがあれば、説明をお願いしたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。比較検討する条件につきましては各ルートの周辺環境に及ぼす環境を第一といたしまして、これに加えて経済性、施工性、利便性等の条件項目を設定し、それらを総合的に勘案し、住民の皆様のご意見を踏まえてルート案を絞り込んでいくということです。

1 番（橋元陽一君）

連携会議は1時間程度で終わったと思います。この連携会議の場以外で、電話等で担当者間で何か協議されていることがあるのかなのかお伺いさせてください。

町民課長（和田強君）

特にはございません。

1 番（橋元陽一君）

それでは先ほど利便性から含めて周辺の環境等含めていろんな条件を設定して検討されているということですが、このルート選定に向けて長竹地区の住民から当初要望があったことを踏まえて、県のほうに対して何か、要望をされていることがあるのかなのか教えてください。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。町としましては確認書にも明記してありますとおり当初提示されたルート案を比較して、加茂長竹地区住民の生活環境への負担を軽減させることができるルートを選定してほしいということで要望しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

地元の住民の声をしっかり受け止めて県とも対応していくということです。そしたら、確認書を締結して以来、これから複数ルートが設定されて決定されていく段階に入っていくと思いますが、県として住民の合意を得る手だてをどのように検討していくのか、また町として合意を得る手だてについて、県に何か要請していること、確認していることがあるかないかお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町としては県に対しては住民の皆さんの声をしっかりと聞いて、丁寧に進めていただきたいと話をしております。また県としましては、1月に住民向けの説明会を予定をしております。その説明会の中でルート案を今、検討しているとのこと。検討の経過についてですとか、今後ルートを3案に絞りこんでいくという予定だということを聞いております。どういう過程で3案に絞り込んだのか、その3案についての選定理由などについても、住民説明会において丁寧に説明をしていただけると話を聞いておりますので、しっかりと対応していただきたいというふうに考え

ております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

新たな進入道路を検討する段階に入って最終的に3案ぐらいが設定されるということでもあります。改めてその提案されているルートに対して住民に対して丁寧な説明だけではなくて、やはり合意を得る手だてというのは必ず必要な場面が出てくると思います。ぜひそこらへんも含めて町長のほうからも県のほうに、何らかの形で合意を得る手だてを検討してほしいということを要請していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。確認書の項目8で、今後実施する調査の結果などにより施設の整備が不可能と診断される致命的な事態が明らかになった場合は、その内容を乙及び地域住民に知らせるとともに乙と協議した上で、佐川町加茂での施設の整備を中止する、としています。

この段階で知事が、致命的な事態とはどんな事態を想定してこの確認書に明記されたのか。県は佐川町に対して、致命的な事態について具体的な説明や何か具体的な説明があったのかなかったのか、何か提示されたものはあったのかなかったのか確認をさせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。これまでの協議の中で県からは何か致命的なことがあって建設する施設を整備することは不可能だと判断した場合という話を受けておりました。今回、ご質問いただきましたので改めて県に内容を確認しました。県に確認しました内容としましては、確認された空洞が相当広範囲に分布しているなど、工法等の工夫による対策が困難であるため、安全性を十分に確保した施設の整備が不可能と判断される場合が致命的な事項に該当することになると、現時点では想定しているという回答でありました。以上です。

1 番（橋元陽一君）

今、説明をいただいた致命的な事態だと判断するのは、どういう時点でどんな立場にある人がその施設の整備が不可能だと判断されるのか、県から何か説明を受けていることがあればお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。県から確認をさせていただきましたが、施設の整備にあたって最新の知見や技術を導入するため地盤や廃棄物処理等の専門家などで構成する施設整備専門委員会の委員に調査結果等をお示しし、客観的な視点によりご意見をいただいたうえで、高知県が判断をすると回答いただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

新たに専門家による検討委員会が立ち上げられるということの受け止め方で良いのかと思いますが、その構成はどういうふうになっているのか現段階でわかっておれば、ご説明をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では詳細はわかっておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その専門委員会が立ち上がる時期もまだわからないということでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。もし、私の答弁がまちがっていたら担当課長から修正の説明をさせますが、具体的に来年の1月に委員会を開催するという話を聞いていたと思っております。ただ委員のメンバーと最終的に何日まで日付が決まっていたかどうかは担当の課長から説明をさせます。以上です。

町民課長（和田強君）

新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会につきましては日程としましては1月28日にエコサイクルセンター日高村にございますが、そちらのほうで開催する予定となっておりますように聞いています。委員数につきましては8名を予定しているようですが、具体的にどちらの方というのはまだお聞かせいただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

来年1月28日にエコサイクルセンターで新たな専門委員会が設置されるということですが、これは傍聴も可能かどうか確認させてください。

町民課長（和田強君）

県のほうに確認しますと、傍聴は可能ということで、またホーム

ページのほう、県のホームページですが、そちらのほうで告示が出てくると思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県のほうに問い合わせをしていただき、新たな致命的な事態ということも一定想定をされておりますけれども、致命的な事態で施設の整備が不可能と判断されたときに向けまして現時点で何らかの対策が講じられているかどうかあるいは検討されていることがあるのかなのか、また町として県に何か問い合わせをされていることがあるのかなのか、確認をさせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点で対策をこうじているということはありません。また、問い合わせをしているということはありません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

受け入れをするにあたって確認書で想定して明記してある以上、中止する事態が明らかになったとき、県としてどのように対応していくのか。住民の皆さんに説明する責任が、問われているかと思います。ぜひこういうことを含めて想定をして、県への対応をするよう求めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。現時点では中止をするということが明らかになった時点で県に対して対応を求めていきたいと考えております。あくまでも想定になりますので、現時点で何か説明を求めるとことは考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

現地の電気探査や、ボーリング調査等地質の情報がしっかりされた段階で解析もされて専門家委員会で判断される流れがあります。こうした流れを踏まえて、想定でありますけれども、一定ぎりぎりになって中止をするとかでなくて、事前に住民への説明もしていただくようにお願いします。6月13日に受け入れ開始について開催された庁議の中でも町長ご自身、結局はボーリング調査をしてみないと詳しいことはわからない。県のスケジュールに振り回されている感は否めないけれども、県の本会議開会までに結論を出したいと発言をされながら、課長のご意見も踏まえ町長として受け入れることを最終判断をし、そして、これからは長竹地区の住民に寄り添う

必要があると表明されているところでもあります。

今後、ボーリング調査や電気探査などのデータをもとに適地かどうか、致命的な事態の有無などの判断が専門家によって行われていく段階に入っております。ぜひ早め早めに住民にわかりやすい説明を行い、住民の疑問や不安の声をしっかり受け止めて住民の皆さんの合意を得る手だてを丁寧に進めるように、強く県に要請していただきますよう、町長のほうにお願いしまして、この件については質問を終わります。よろしくお願いいたします。

2つ目3つ目につきましては教育をめぐる問題についてであります。教育研究所長と兼任されて、新たに濱田教育長が就任されました。町内の子どもたちの学びの環境を教育条件を整備し、豊かな子供たちの成長を保障するために現時点における町内の子供たちや教職員の実態についてこれからお伺いさせていただきます。

まず、教職員の働き方改革についてです。高知県版の土佐の教育改革が1996年当時の橋本大二郎知事、吉良正人教育長体制で始まり、大崎博澄教育長に継続されていった経過がありました。大崎教育長の言葉を借りると「改革を進めることは子供を幸せにするためだ」として、免許外担当教科の解消、正規教員300人の採用、そして採用試験結果の公開などをはじめ、子供・保護者・教職員・地域住民による参加型の開かれた学校づくりを中心とした、土佐の教育改革が取り組まれてまいりました。県民参加型の教育改革として全国的にも高く評価された点もありました。

しかし一方で、教職員の勤務についてはPDCA方式による人事評価制度が導入し、教職員の勤務内容をAからDまで評価をつけ、さらにランク付けした期末勤勉手当に組み込む制度にして、学校現場の教職員の仕事に数値目標を設定することになりました。

この人事評価制度の導入は、多様な子供たち一人一人の人格の完成を目指す教育をゆがめ、一人一人の子供たちに向き合える教育的な力量を高めよう教職員の教育的集団づくりをゆがめると同時に、目の前の多様な子供たちに向き合う教育ではなく、教育の質を均一化する最大の要因をつくりだしてきたと私は捉えております。小学校、中学校、高校、支援学校など学校種別で教育や勤務の内容の違いがある教育現場で、学校の規模や場所にかかわらず、共通して教職員が教育の専門家として子供たちと向かい合う時間が奪われて、校務の多忙化、長時間勤務で深刻な事態を作り出してきたと捉

えています。

1990年代後半、先進諸国の教育現場と異なる深刻な日本の勤務の実態が広がり、教員評価制度などについては、以前から全国の教職員組合組織であります全教がILOやUNESCOへ申し立てを行ったことで、政府はUNESCOから勧告を受けておりますけれども、文部科学省は、その勧告文を日本語版にして都道府県教育委員等に周知することすら行っていません。

少し前になりますが、6月20日高知新聞社会欄にOECDが昨年の調査結果を公表したことを受けまして、教員仕事時間世界最長の見出しで、日本の教員の過酷な勤務の実態が報道されました。日本の中学校の教員の仕事時間は2018年からは2013年の調査と比べて2.1時間上回り、56.0時間で2回連続で世界最長となったこと。また参加国48カ国地域の平均は38.3時間であり、日本の教職員の部活動や書類作成などの事務業務の長さが目立っていることを指摘をしています。今回、小学校教員の仕事時間も参加国で最長の54.4時間と公表されているところであります。

日本の小中学校教員の勤務が、異常な事態であることがわかります。こうした中、今年9月議会に佐川町教職員組合の代表から、教職員の長時間過密労働解消のため、1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、定数の抜本的改善を求める意見書が提出され、総務文教委員会で継続審議となり議論されているところであります。

こうした状況の中、国会では衆議院・参議院の文部科学委員会で、1年単位の変形労働時間制を公立学校に導入する、公立学校教員給与特別法、給特法と言いますが改定案が与党の賛成で採決されました。残業がないことを前提にした民間企業で導入されていました。教育現場では長時間過密労働の解消にならないとして、全国の学校現場から5万8千筆を超える反対の署名が提出されています。またこれに先立ちましては今年1月7日付の日本教育新聞で報道されましたように、この法案に対して全国の市町村教育長の42.2%の方が導入に反対と表明をし、賛成は13.6%であるということも報道いたしました。

こうした政府の動きを踏まえながら現在の教職員の多忙化、長時間過密労働を改善し、教職員が自らの教育的専門性をいかして一人一人の子供たちの学び、人間的成長を育むことができる学校づくりの教育条件整備を求める観点から町内の教職員の皆さんの勤務の実

態などについて質問をしてみたいです。

現在、町内に勤務される教職員の毎日の勤務はどのようなシステムで管理されているかお伺いしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

ご質問いただき、まことにありがとうございます。橋元議員の教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。教職員の勤務については、学校での業務改善の一環として、県下共通のシステムで校務を処理することを目的に全県で導入が進んでいる校務支援システムを佐川町でも本年9月に導入し、このシステムの中で管理しています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そのシステムの現場での運用の仕方というのはもう少し、簡潔で構いませんので一人の教職員がどうかかわり方をして、その管理システムを操作しているのか、ちょっと説明いただければと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

それぞれコンピューターを持っていまして、出勤のときに、操作をし、退勤のときに操作をすると。それが一覧になって出てくるということになっています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

コンピューターで各教職員が出勤退勤の入力をしていくということで、コンピューターで管理されているということになります。この県下共通に運用されて導入されているということですが、このシステムで改善をされていくということはどんなふうに見通しをされているかということをちょっと説明いただければと。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

自分の経験でもありますがけれども、教職員は採用以来、時間外という発想がないような働き方をしています。そういうものが実際可視化されますので、管理職も本人もこれぐらいやっているんだなど実感としてわかると思います。

1 番（橋元陽一君）

教職員の勤務が可視化されるということでもあります。先日、町外の中学校の実情を聞く機会がありました。家庭科の免許を持つ教師がいなくて、若い女性教員が免許外で担当することになり、実習のある週は、慣れない実習の準備などで夜中近くまでかかり、家に帰

ることができず通勤途中のホテルに宿泊をして次の朝、出勤をする
と、ホテルから出勤をするということのようでした。こういう状況
に置かれているということもわかりました。

町内に勤務される教職員の勤務は全国や県内の教職員の勤務状
況と比べてどういう状況にあるのか、週当たりの授業の持ち時間数、
学校行事や、部活動課外活動の校務など、全体にわたって小学校や
中学校にわけて、勤務の実態を把握されていることを、概略的で構
いませんので説明いただければと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

教職員の町内での正規の勤務時間は、午前 8 時 15 分から午後 4
時 45 分となっております。勤務実態は学校や個々の教員によって
差がありますが、翌日の授業のための教材研究、児童生徒の提出物
点検、部活動、生徒指導、家庭への連絡等のため概ね午後 6 時ぐら
いまで勤務している教員が多く、中には早朝から午後 8 時ぐらいま
で勤務している実態もあります。教員がより児童生徒への指導や教
材研究に注力する体制を整備するため、校務支援員を配置している
佐川小学校、佐川中学校について 6 月から 10 月までの各月の教職
員の時間外勤務を平均しますと、佐川小学校で 43 時間、佐川中学校
で 56 時間 18 分となっております。医学的に過労死のリスクが高ま
るとされる月 80 時間以上の時間外勤務者の割合で見ますと、全国で
はこれは平成 28 年文部科学省の教員勤務実態調査ですけれども、
小学校で 33.5%、中学校で 57.7%であります。それに対して本町の
佐川小学校で 12.5%、佐川中学校で 37.5%です。これはいずれも今
年の 8 月から 10 月で調べたところです。

中学校での時間外勤務の大きな部分を占める部活動については、
県教育委員会が示した部活動のガイドラインにしたがい、週 2 日の
休みをとっていることもあり、昨年度から減少をしております。以
上でございます。

1 番（橋元陽一君）

過労死ラインといわれる 80 時間に近い状態で中学校の教員の勤
務実態が明らかになったと思われます。こうした教育現場の状況の
中で、10 年ほど前に夏休み中に年休を取得しやすくするとして、取
得期間が変更されているかと思います。この取得期間を変更したこ
とで、年休取得の実態がどのように改善されたのか、されていない
のかお聞きをしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

回答申し上げます。年次有給休暇の取得状況については、取得期間を9月から翌年8月までとしたことにより、夏休みについては一斉閉庁日の効果もあわせ、小学校では取得しやすくなったと聞いております。中学校では部活動があり、取得しやすくなったかこれは断定しにくいところがあります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

小学校、中学校では勤務の違いの実態があることも把握しながら、さらに中学校では平日の部活動にあわせて土曜日、日曜日、祭日もそういう部活の指導は入ってくるかと思います。その代休の取得についてはどういう状況なのか。説明いただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

土日、祭日の部活動の代休の取得は基本的にありません。特殊業務手当で対応しています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

休めなくて、授業がある日に出勤を続けるということの状況があらためて浮き彫りにもなっているのではないかと思います。また質問に入れていなかったですが、平日の放課後もありましたけれども、部活動を担任されている教職員は担当されてると思うんですが、平日の放課後の部活動の実態というのはどういうふうに把握をされているかもう一回教えてください。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

先ほど週2日のと申し上げましたけれども、4時45分に終わっても7時とかそういうような状態になります。当然それについての給与面でのものはございません。特例法で措置されています。

1 番（橋元陽一君）

土日、祭日は休みが取れず業務手当というお金で処理をされて平常日もかなり遅くまで、部活によってはまた違うところがあるかもしれませんが、中学校現場での教職員の实態は改めて深刻な状態にあるのではないかと、捉えております。こうした教育現場の中で8月5日付けの朝日新聞で全国の小中学校で教員が不足をしている、教育委員会が独自に進める少人数学級の担当とか、病休、産育休の代替教員など臨時教員が見つからないということがわかってきて、朝日新聞が5月1日時点で調査をし、全国で1,241件の未配置があったというふうに報道しています。その未配置の内容は

少人数学級や特別支援の担当が 736 件、病休の代替が 257 件、産育休の代わりが 223 件、こういう状況の中で未配置のままになっているというところであります。

町内においても臨時の先生がいないということで、子供たちや現場の教職員に大きな負担がかかっているとお聞きをしています。教職員の病休の実態はどういう状況なのか。病休後の臨時教員の配置の状況、そしてまた配置できない場合の現場の対応についてご説明いただければと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

病気による休暇と休職については、現在、町内の小中学校の教職員数が 122 名です。そのうち 3 名が病気休暇中、1 名が病気休職となっております。またいわゆる持病により定期的に通院している教職員が数名いますけれども、精神疾患により定期的に通院している教職員はいないと承知しております。補充教員の配置については、県教育委員会事務局と連絡をとりながら、配置に努めていますが、ご指摘のとおり近年人材が不足しておりまして、配置に苦慮しております。現在の状況で尾川小学校で 2 人休みのうち 1 名配置ができていない。佐川中学校で 1 名配置ができていない、という状態となっております。この場合に学校の中で、教頭先生が授業をなさったりとか、本来学級を持っていない研究主任の先生が、授業をするというようなことをしてやりくりをしているという状態です。

1 番（橋元陽一君）

教職員の働き方が極めて深刻な状況の中で、教員を目指す若い人たちが少なくなっているという状況の中で、今、現場では休まれる先生方の後も補充できない状況にあると、極めて深刻な状況にもあるのかなと思います。

こうした教育現場の状況の中で、11 月 15 日、衆議院の文部科学委員会に続き 12 月 3 日の参議院の文部科学委員会で先ほど紹介しました、給特法改正案が現場や地教委からの声に反して与党賛成多数で可決されました。1 年単位の変形労働時間とは現行からどのような勤務形態に変わるのか。概略的なことで構いませんので説明いただければというふうに思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

教員の勤務時間を年単位で管理する変形労働時間制の導入を柱とする教職員給与特別措置法改正案が 11 月 19 日の衆議院本会議に

において可決されています。これは教員の働き方改革の一環として繁忙期の勤務時間の上限を引き上げる代わりに夏休み期間中などに休日をまとめ取りできるというようにするものです。これについては、法がかわったばかりという状況ですので、概要は承知しておりますが、実際どのような勤務の姿になるかを含め、まだ詳細を把握しておりません。手続きにつきましては、法の改正を受け、国で所要の手続きがあり、県が条例を改正し、それを受けて町で規則等を改正し、学校で勤務時間の割りに振り反映されるということになると考えております。

この改正の効果につきましては、繁忙期の勤務時間が超過することが常態となっている状況がありますので、この改正により比較的多忙でない時期に、休養する時間を確保し、資質向上や健康管理に資することができると考えております。一方、夏休み中にも義務的な研修や部活動の指導、家庭や保護者への対応などの業務があり、実際に勤務時間を短くすることは、困難ではないかという危惧もございます。町教育委員会としては今後の推移を注視しながら、必要な検討をしてまいります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

町内の現場の先生にお聞きしますと、夏休みは現時点におきましても年休ではなくて、夏季休暇を優先して5日間取れるように指導を受けて、この5日間がやっとなれる状況だと。中学校の現場ですけれども。年休については1年間で数日しか取れないということをお聞きしました。この1年単位の変形労働時間制で、繁忙期の超過勤務時間を制度化してその分、3カ月4カ月後の夏休みに休暇をとれ、ということでは本来教育現場での教職員の深刻な長時間勤務そして過密労働、多忙化を解消するシステムではないと。だから先ほど紹介しましたように全国から、4割を超える市町村教育長そしてまた現場の声が国、政府のほうにも届けられているかと思えます。

教育長にお伺いします。この変形労働時間制というのは少しご返答がありましたけれども、改めて1年単位の変形労働時間制の導入で今の学校現場の教職員の勤務の実態が改善されるのか、過労死あるいは超過密労働で自殺をされる現場の先生方もおいでる中で、こういった現場の実態が改善されていくかどうか、どんな見解を持っていられっしゃるか、お聞きをしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

先ほど申されたことの繰り返しになるかも知れませんが、自分自身教員をしてきまして、長い年月にわたり、時間外が当然という世界に生きてきておりますので、この法律によって普段でも常に時間外をしておりますので、その部分を夏休みにとれるのはそれはいいことなんですけれども、実際夏休みといっても研修もたくさんありますし、部活動これもやっております。そういう状態で、さて実際にやった場合、それが可能なのかなということを心配しています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

教育長の立場から見られても、このシステムについては、改善ができるシステムではないということも検討していかなければならないという姿勢だというように思います。導入にあたっては2021年4月から国は導入できるシステム体制をつくっていきますが、決してこの給特法改正案は義務付けられたものではなくて公立学校で導入することができるというふうにくくられているものというふうに思います。今、教育長の答弁にもありましたように、ぜひ県、あるいは市町村等で検討される段階にあっては現場の声をしっかり受け止めて、検討していただきたいというふうに思います。

私はこの制度では、今の現場の教職員の勤務実態が改善されることは、捉えておりません。佐川町は以前は子供の対応に苦慮する低学年の過密学級を解消するのに、1年生から3年生まで町単で独自に教員配置を行い、過密となった2クラスを3クラスに編成して対応されたとういことを聞いたことがあります。教育現場の教職員は目の前の子供たちへの対応の際には、負担がかかってもよりよい教育条件整備を願って頑張ろうという気持ちを持たれているかと思います。先日、町内の小学校の校長先生からお聞きしました。現場にあと1人教員が増えるだけで、担任や子供たちへの対応を改善することはできると話されていました。このように本来、教職員の多忙化、長時間勤務解消の根本的な対策というのは先進国並みの抜本的な定数改善だというふうに私は捉えています。この点について教育長の見解を求めたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

配慮の必要な子供たちが増加しております。学校に求められるものも増大をしているという状況から文部科学省も順次定数改善を進めております。町としましても、これを注視しているということ

でございます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

先ほども、述べましたけれども、繰り返しになりますが、文部科学省は現在、この1年単位の変形労働時間制を公立学校で2021年4月から実施できるスケジュールを提示をしているところであります。この制度では、繰り返しますが、夏休み中、研修や部活動に追われる状況の中で、決して繁忙期の超過勤務を改善するものでは本質的ではないと、先生方教職員が休めない状況が改善されることにはならないと思います。現場からは過労死を助長するものとして、全国からも地教委からも反対があっていることを、重ねてここで述べておきたいと思います。

根本的な解決は先進国並み、学級クラス定員を40人、35人ではなく、25人程度にして、教職員定数増を実現していく道でしかないというふうに私は捉えているところであります。こうした声を地教委から県や国に対してぜひ上げて行っていただきたいと思います。

先月11月30日、高知市内で第69次高知県教育研究集会が開かれています。共同研究者として日本事務学会理事で埼玉県内の中学校に勤務されている講師がこられて、高知県の義務制教職員実数と定数、教員の実数と定数のデータを提示しました。そのデータを見ますと、2014年から定数に対する実数は98%前後で100%に達しておりません。定数どおりに配置されていないことが改めてわかりました。もう少し私も詳しく調べないといけないと思いました。こうした実態をもう少し教育長のほうでも、県と申し入れをしていただいて、県内全体の教員の定数と実数の状況について調査確認していただきたいとお願いしまして、この項についての質問を終わりたいと思います。

3つ目の子供たちの学びの環境に関する質問についてであります。町内一人一人の子供たちは家庭や学校での暮らす日々の生活の中で学びの環境はどのような状況にあるのか、把握をしながら保護者、教職員、行政がそれぞれの立場から向き合っているかと思っています。すでに町内では子供たちの成長と学びを支援する活動が保育所単位で地域に組織がつけられ、ネットワークをつくり、対応されてきております。すぐに解決できない課題が山積する中でも保護者と関係者が継続的にかかわり、ケース検討委員会を丁寧に積み重ねられ、保育や教育現場、地域で子供たちの成長と学びが大切

にされる対応をされてきていることに本当に敬意を表したいと思っております。

改めて言うまでもありませんが、子供たちをめぐる環境は絶えず変化し、5年10年前とは一変していく状況であります。事例を一つ一つ申しませんが、周りの大人の対応が遅れることで、子供たちが犠牲になる悲しい痛ましい事件が全国各地で起きています。目まぐるしく変化する子供たちの成長や学びをとりまく環境を、家庭・地域・保育や教育現場・行政が共有しながら対応していくことが、極めて重要だと捉えています。

9月議会では十分に時間をとることができませんでしたので、学力テストのときに行われる児童生徒実態調査と佐川町ふるさと教育のための町民意識調査にかかわりながら、子供たちの学びの環境の状況について、質問させていただきたいというふうに思います。

佐川町の小中学生は全国的に高い割合で、朝食を食べている。また食事の内容が菓子パン1個とか、改善の課題もあるという9月議会の答弁でありました。人数は少ないけれども、朝食を食べない子供もいること、また町民調査では夕食を一人で食べる、が8%から10%いるという結果が出ております。このような結果を踏まえて、各学校の現場でPTAの会議や懇談会などを通じて保護者や地域に町内の子供たちの食生活や家族とのかかわりなどで改善を求める課題について、提起をされ、またその説明を受けた保護者や地域がどのような受け止め方をされているのか、把握されていることがあればお聞かせください。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

お答えさせていただきます。その前に一つ訂正を申し上げます。教職員の時間外についての措置です。特例法と表現をしましたが、教職員の勤務が特殊な部分がありますので、教職調整額というもので一定措置されていまして、時間外手当というものは出ていないという意味です。

では、ご質問にお答えいたします。佐川町の小中学生の朝食を食べている割合は一貫して90%台後半で全国並みか全国平均を超える割合です。が、内容に偏りがある場合があります。改善の余地があります。これに対し各学校ではPTAの会議で働きかける、保健だよりで広報する、学級担任が個別に働きかける、養護教諭が本人を指導するなどの手だてをこうじています。これらは概ね理解を持って

受け止めていただき、改善した事例も聞いています。生活態度改善につきましても、小中学校で取り組んでおり、就寝時間については町全体で70%から80%、起床時間は90%以上の子供が良好ですが、保護者の生活にあわせて就寝時間が遅い子供が小学校低学年、これも食生活にも同様の部分があります。ゲームに夢中で就寝が遅い子供がいるなどの問題点も指摘されております。これが就寝時間の70%80%と、起床時間の90%との差になっているとこういうことです。

テレビ、ビデオの視聴時間とゲームの使用時間は小学生で1時間以上が40%程度、中学校ではスマートフォンの使用時間が1時間以上の生徒が85%ほどおります。食生活と生活スタイルの改善にあわせて各小中学校で取り組んでおります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そうした学校現場での調査をもとに、教育懇談会やPTAの会議等で保護者や地域の方に説明をされて、保護者などからどういうリアクションというか反応があるか。提案されることとか課題となることがあれば説明いただければと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

先ほど申し上げましたが、概ね理解を持って受け止めていただいています。尾川であった事例は1年のうちにゲームとかテレビビデオの視聴時間が短縮したという例もあります。ただ非常に困難な事例もありまして、これは学校も取り組んでいますし、地域支援ネットワークの方に助けていただいたりとか様々な手段をこうじているところです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

改めて子供たちの学びの環境を改善していくためには保護者や地域の方々と学校の協力、協働がとても大事だということがわかると思います。ぜひ、子供たちが手近に入るスマホとかゲームとかに埋没しないように大人の側からの発信を続けていただきたいというふうに思います。

次に学力にかかることについて質問に入ります。そもそも学力とはなんぞやということにつきましても、教育研究者の間でも見解がわかれる分野であります。ここではいわゆる学力テストで評価される学力問題を中心に質問をさせていただきたいと思います。これまで高知県の小中学校の学力は低いと評価されてきた背景に、子供の

貧困の問題が指摘されてきているところであります。佐川町で子供たちの学びの環境にかかわり、学力と貧困問題について把握されていること。また現場から提示されていることがあれば教えていただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

学力と経済力との関係については、佐川町では福祉と子供たちを支援するシステムがある程度整っていることから、一定緩和されていると受け止めています。小中学校からも同様の報告を受けています。ただし、時折深刻な事例が見られ、学校はスクールソーシャルワーカーや健康福祉課、地域支援ネットワークと連携しながら、支援しております。今後とも見落とすことがないようにしてまいります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

子供の学力問題と貧困問題とはリンクをしているということを一定踏まえながら対応していくことが必要じゃないかというふうに思います。そこで学校現場で行われている学テについてであります。12月に入りまして、小学校4年生、5年生、そして中学校1年生2年生を対象に県版の学テが予定されているかと思います。学テに向けて文科省自身が指摘をしておりますように、過去問対策は学テ調査の本来の姿ではないというふうに私も思います。それでもやらざるを得ない現場の実態や背景を把握していくことは、学力問題の本質をつかみ、そして改善していくうえで解決するというふうに捉えています。小学校6年生と中学校3年生を対象に行われる全国の学力テストそして県版学力テストに向けて、過去問対策、学校現場の中で小学校中学校どういうふうに行われるかその実態についてご説明いただきたいというふうに思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

全国学力学習調査そして高知県でもやっておりますが、これは学校における教育指導の充実や学習状況の改善のために実施するものです。対策としましては、日頃の学級経営と授業の改善ににあると考えています。これについて、過去問は学力の向上のための教材として授業の中で使ったり、宿題にするなど各校で活用しているということです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

この学力問題をめぐりまして、学力テストの平均が高い低い、全

国平均に達しているか達していないかという論争をされているところは非常に多いのかなと思います。こうした状況の中で元大崎教育長が高知民主教育研究所に寄せられたコメントを少し紹介をしておきたいと思います。「子供たちの本物の学力と不登校の発生率は逆の関係になればなりません。学力が豊かになる学校では不登校もなくなる、これがあるべき姿です。ということは学力調査が示す学力は子供たちを幸せにする本物の学力ではないということです」ということを大崎元教育長は発信をされています。こうした状況の中でも町内では、学習支援指導員が手厚く配置をされ、子供たちの学びは少しでも確かなものになると思ってこういう手続きがされているというふうに思います。佐川町で特に他町村と比べて手厚く配置されている学習指導員の配置によって現場では子供たちにはどのような変化、効果があるのか教えていただきたいというふうに思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

町内小中学校において、特別な支援を必要とする子供たちを支援する特別支援教育支援員 22 名配置し、授業中や放課後に子供たちの学習を支援する学習支援員を 17 名配置しています。発達に課題がある子供たちが増加している現状の中でこれらの配置により、個別の支援により学習意欲が出た。情緒的に不安定な子供が支援員の寄り添いにより、自分でコントロールできるようになった、などの成果の報告を受けています。これ以外に学校支援地域本部事業を活用し、多様な人材によって充実した教育内容を研究するなど今後とも子供たちを支えるための施策を推進してまいります。

なお、学力につきましては主体的対話的で深い学びの追求という学習指導要領の目指すところが言い表しておりますように、本来学びは内発性のものであり、他とのかかわりとともに学問は深まり、創造につながるものと考えます。私どもがカリキュラムを作成しております佐川未来学構想ではみずから学ぶ内発性、他との深まりとともに深まる関係性、新たな世界を開く創造性の学力を追求していきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町内で独自に子供たちの学びを支援していただいている実態も把握をさせていただいたところであります。しかし、こうした学びの支援があっても、高知県全体では不登校問題も深刻であります。

10月14日付けで高知新聞に報道もされたところであります。県内では2018年度1,059人全国2位の2番目に多い県として報道もされたところであります。佐川町におきまして子供たちのこうした不登校の実態についてどのように把握されているか説明をいただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

次に不登校といじめの実態と対応についてお答えいたします。町立小中学校における不登校の状況は、小学校で兆候が現れ、中学校で顕在化しておる。全国平均を超え、近年増加傾向で深刻に受け止めております。この原因としては友人関係での悩み、学業不振、家庭の養育環境、人とのかかわりが苦手であるなど、個人の特性と多岐にわたり、からみあっています。これについて学校生活に適用しにくい子供たちの増加とともに子供たちの変化に学校教育が十分対応できていないのではないかと。また学校と家庭の相互理解を深めて信頼関係を強化する必要があるのではないかと考えております。

次に町立小中学校のいじめについて、平成30年度の状況についてご報告いたします。認知件数は小中学校ともに県平均と同等か少し低く、内容も冷やかしかや、からかいなど比較的軽微なものが40件、たかり、盗み、誹謗中傷など深刻な内容に発展する可能性のあるものが9件です。これらに対して各小中学校では、学校生活アンケートを年3回以上実施し、兆候を早期に把握する、早期発見につなげる。教職員間の共通理解を図る。仲間づくりを促進する。道徳や学級活動の時間に指導を行う。スクールカウンセラー等を積極的に活用し相談にあたるなど、教育相談体制など取り組み充実を図っています。またPTA活動の中で保護者と連携を深めたり、学校評価で子供たちや保護者、地域の求めるものを把握するなど開かれた学校づくりに努めております。

いじめや不登校といった厳しい課題について学校の取り組みを支えるため、佐川町教育振興基本計画、重点行動計画において不登校など厳しい課題の克服、そして子供理解の徹底、学級経営の改善、授業改善に取り組む。加えてPTA活動の活性化と開かれた学校づくりを推進し、今後において学校と家庭の相互理解を深め、信頼関係の強化に努めてまいりたいと考えております。

また現在策定しているふるさと教育佐川未来学構想においても自

分たちとまちの未来を考える力を育てるふるさと力、生きるうえで
の基盤の人間力、自ら未来を切り開く力を身につける未来想像力こ
の3つの力を育てて根本的な解決を目指していきます。以上でござ
います。

1 番（橋元陽一君）

佐川町としてのいじめ不登校問題についての取り組み全体像を
紹介していただいたと思います。こうした状況の中で特に去年まで
でしたでしょうか、佐川小学校、斗賀野小学校、佐川中が合同で県
の研究指定を受けて、取り組みをされたと聞いております。この研
究過程の中で特に3つの学校の中で明らかになった課題があれば
説明していただければと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

佐川中学校区の4小中学校で平成29年度30年度の2年間にわた
り高知県教育委員会の指定を受け、小中学校が協働で生徒指導の組
織的改善を目指す研究に取り組みました。その結果、教員の子供た
ちの接し方が改善し、子供たちの自己肯定感が向上したなどの成果
の報告があります。しかし中学校で顕在化する不登校の問題や学力
についての、学年、学級、個人の差が克服できていないという問題
は解決していません。これらを解決するために先ほど申しあげまし
たように佐川町教育振興基本計画重点行動計画と佐川未来学構想
に取り組む根本的な解決を目指します。またこれらの取り組みを組
織として支えるために尾川小中学校で実施している小中一貫教育
や他県の先進事例に学び、小中学校の縦の一貫性と小学校間の横の
一貫性の強化を進めてまいります。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

県の研究指定も受けながら佐川町で学ぶ子供たちの人間的な成
長を支援していくために様々な取り組みがなされているかという
ふうにも思います。しかし、全国的に先ほど来、質問してまいりま
した、教職員の学校現場の置かれている状況を根本的に解決してい
る施策がなかなかこうじられない。

そういう中で学力日本一を誇る福井県で、10年連続トップクラス
の実績を誇る知事も県教委もこのことを誇りにしてまいりました。
ところが2017年3月、福井県池田町で中学校2年生が宿題をやって
こないことを担任に叱責をされ校舎の3階から飛び降り自殺をする
という痛ましい事件が起こっております。

この事件を受け、その年の12月議会で福井県議会は、福井県の教育の根本的見直しを求める意見書、を超党派で採択しています。意見書で、この背景に学力日本一を維持することが本県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員と生徒双方のストレスの要因になっていると考える、これでは多様化する子供の特性にあわせた教育は困難といわざるを得ない、と指摘をし4つの意見項目を確認されているところです。

1つ目は義務教育課程において、発達の段階に応じて子供たちにみずから学ぶ楽しさを知り、人生を生き抜いていくために必要な力を身に付けることが目的であることを再認識して、過度の学力変調は避けること。4つの中の3つ目ですが、教員の多忙化を解消し、教育現場に余裕を持たせるため、現場の多くの教員の声に真摯に耳を傾け、本来の教育課程に上乘せして実施する本県独自の学力テスト等の取り組みを学校裁量に任せることや、部活動指導の軽減化をすすめるなどの見直しを図ること。こういうことを4点あげて、福井県の教育行政のあり方を根本的に見直すように求めています。

痛ましい事件が起こる前に全国的に見直しが広がることを期待したいと思います。今議会で、町内の学校現場の子供たちや教職員の実態の一部を把握させていただきました。私の捉え方の決して十分なものではありません。この問題について、今後も継続的に取り上げて、佐川町で一人一人の子供たちが学ぶ楽しさを味わいながら、仲間とともに育ち合い、人間らしく豊かに成長できる教育条件整備の拡充を求めていくことを表明し、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、10日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後 4 時 11 分